

《仮訳》

よくある質問集 森林減少防止に関する規則の実施 バージョン4

公表日：2025年4月

本仮訳は、参照用として、欧州委員会の公表資料を仮訳したものであるため、最終的な内容の確認はその原文において行われるようお願いいたします。なお、本仮訳が原文と相違する場合は、すべて原文が優先します。

※原文については下記リンク先を参照してください。

<https://circabc.europa.eu/ui/group/34861680-e799-4d7c-bbad-da83c45da458/library/e126f816-844b-41a9-89ef-cb2a33b6aa56/details?download=true>

本文書は、森林減少及び森林劣化に関する特定の産物及び製品をEU市場において入手可能にすること及びEUから輸出すること、並びに規則(EU) No 995/2010の廃止に関する欧州議会及び理事会規則(本文書においては、「規則」、「本規則」又は「EUDR」という。)の実施に関して、各加盟国当局、事業者及びその他のステークホルダーに情報を提供することを意図して、欧州委員会の担当部局(the Commission services)によって起草された作業文書である。本文書は、欧州委員会の担当部局の見解のみを反映している。本文書に法的拘束力はなく、欧州委員会は責任を負うものではない。本文書のバージョン3(2024年10月公表)からの改訂箇所及び追記箇所は、(改訂)及び(新規)として表示される。

目次

1. 追跡可能性	11
1.1. 事業者が座標を収集しなければならない理由及び収集方法(改訂).....	11
1.2. (輸入、輸出、取引された)すべての産物は追跡可能とすべきか。(改訂).....	11
1.3. バルク取引される又は複合製品についてはどのように扱われるのか。(改訂).....	12
1.4. マスバランスCoCは認められているか。	12
1.5. 製品の一部が不適合の場合はどうなるか。	12
1.6. 不動産ではない土地についてはどのようなルールがあるか。	13
1.7. 多角形でカバーすることのできる面積(ヘクタール)のサイズは。	13
1.8. すべての場合において、地理的位置を多角形によって提供する必要があるか。	13
1.9. (削除の上、情報は質問7.26に移動)	13
1.10. 財産登録簿又は権原証書が利用できない場合はどうなるか。	13
1.11. 事業者は、生産者の地理的位置データを使用することができるか。	14
1.12. 事業者は地理的位置を検証すべきか。(改訂).....	14
1.13. 同じ土地からの製品について、デュー・ディリジェンスを繰り返すべきか。(改訂).....	14
1.14. 1つの多角形は複数の土地区画をカバーできるか。	14
1.15. 関連産物が、他の土地区画も含む単一の不動産内のある土地区画で生産された場合 はどうなるか。	14
1.16. 多角形は外周の長さによって提供されるべきか。	15
1.17. 混合物品の生産地はどのように申告すべきか。	15
1.18. 事業者が、上市された特定の産物の生産に実際に関わる土地区画より多くの土地区画 を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントで申告することができるのはどのような状 況か。「超過申告」の意味するところは何か。	16
1.19. 地理的位置により、主張は実際にどのように確認されるのか。(改訂)	17
1.20. 事業者(及び中小企業以外の取引業者)及び執行当局は、地理的位置の座標を衛星画 像又は森林被覆地図と照合して、当該製品が本規則の森林減少フリー要件を満たして いるかを評価することができる。	17

EUは、森林減少が起きていないとの主張の妥当性をどのように確認するか。	17
1.21. ある産物がEUDRに潜在的に適合していないとみなされた場合、EU加盟国の管轄当局はどのような種類の確認を第三国で実施することができるか。	17
1.22. 管轄当局は本規則の定義を使用するのか。	17
1.23. サプライチェーンの追跡可能性とは何か。(改訂)	18
1.24. 追跡可能性は、複数国からの製品に対してどのように機能するか。	18
1.25. 「生産日又は生産時期」とは何か。(改訂)	18
1.26. 牛について、追跡可能性はどのように機能するか。(改訂)	19
1.26.1 事業者は、「家畜用飼料」に関する義務をどのように履行すべきか。(新規)	19
1.27. 上流のサプライヤーが要求された情報を提供していない場合はどうなるか。(改訂)	20
1.28. 低リスクに分類された国の土地について、座標を提供すべきか。	20
1.29. 森林減少フリーの土地に合法性要件は適用されるか。	20
1.29.1 森林減少及び森林劣化を防止するというEUDRの目的に関連しない場合であっても、法が関連するとみなされるのはどのような場合か。(新規)	20
1.29.2 ある産物がA国で収穫され、さらなる製造工程のためにB国に輸送され(例えば、A国産のカカオ豆を用いて、B国でココア粉を製造する)、その上で、そのココア粉がC国でEU市場に上市される。どの国の適用法規が関連するとみなされるか。(新規)	20
1.30. 非EU加盟国に対する法的義務はあるか。	21
1.31. 特定の政府が地理的位置データの共有を禁止した場合、生産者はどのようにかかるデータを共有できるか。(改訂)	21
2. 範囲	21
2.1. 本規則にはどのような製品が含まれるか。	21
2.2. 一覧表に記載されている製品のうち、一覧表に記載されている産物を原材料としないものについてはどうか。(改訂)	22
2.3. 本規則は、数量や金額にかかわらず適用されるか。	22
2.4. EUで生産される産物についてはどうか。(改訂)	22
2.5. 本規則は、包装に使用される木材及び紙にどのように適用されるか。(改訂)	22
2.6. 関連する空の包装材が、返却前にそれ自体が(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市されていた場合、小売業者による当該包装材のサプライヤーへの返却は「EU市場において入手可能にする」とみなされるか。(改訂)	23
2.7. EU市場における関連する中古製品の取引は、本規則の対象となるか。	24
2.8. 再生紙・板紙は、本規則の対象となるか。	24
2.8.1 再生タイヤのケーシング又はカーカスは、本規則の対象となるか。(新規)	24

2.9.	CNコード及びHSコードとは何か。また、これらはどのように使用されるべきか。適用されるTARIC措置に関してはどこで追加情報を入手できるか。(改訂).....	24
2.10.	関連製品について、商業活動の過程で市場に上市され、又は市場において入手可能にされることを意味する「供給」はどのような場合に行われるか。会社が関連製品を自社の事業で使用したり、加工したりする場合、どこまでが対象となるのか。(改訂).....	25
2.11.	同一の自然人又は法人がその商業活動の過程で関連製品を複数回加工した場合に、デュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出する必要があるか。.....	27
2.12.	竹はEUDRの適用範囲内にあるか。関連産物を含まない又は原料として使用していないが、付属書Iに記載されているその他の製品についてはどうか。.....	27
2.13.	書簡やその他の通信文書の交換はEUDR要件の適用対象となるか。(新規).....	27
2.14.	調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品は、EUDRの適用範囲内であるか。(新規).....	28
2.15.	関連製品の貸し出しは、本規則の適用対象であるか。(新規).....	28
3.	義務の対象	28
3.1.	誰が事業者とみなされるか。(改訂).....	28
3.1.1.	HSコードの変更は、事業者又は取引業者としての会社の指定にどの程度影響を及ぼすか。(新規).....	29
3.2.	「商業活動の過程で」とは何を意味するのか。.....	29
3.3.	「生産国の関連法規」とは何を意味するのか。(改訂).....	29
3.4.	下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、どのような義務を負っているのか。(改訂).....	30
3.5.	サプライチェーンのさらに下流の中小企業の事業者は、どのような義務を負っているのか。(改訂).....	32
3.6.	サプライチェーンのさらに下流の事業者及び中小企業以外の取引業者は、情報システムにおいて、上流の事業者によって情報システムに提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメント内の地理的位置情報にアクセスできるか。(改訂).....	32
3.7.	EU域外に拠点を置く事業者が、関連製品又は産物をEU市場に上市した場合、どうか。EU域外に拠点を置く事業者は、どのような場合に情報システムにアクセスすることができるか。(改訂).....	33
3.8.	中小企業以外の取引業者とは、どのような企業であり、どのような義務を負っているのか。.....	33
3.9.	中小企業以外の組織であって、消費者(小売業者)に販売を行う者は、取引業者として分類されるか。.....	34
3.10.	EUDRの下における中小企業とは何か。(改訂).....	34
3.10.1	当社はDDSの提出を免除されている中小企業であるが、当社の供給先である中小企業以外の企業は、当社に対してDDSの提出を求めることができるか。(新規).....	34

3.11.	本規則に違反した場合、誰が責任を負うか。(改訂).....	34
3.12.	立木や収穫権の場合、事業者は誰であるか。(改訂).....	35
3.13.	本規則は、企業集団にどのように適用されるか。(改訂).....	35
3.14.	ある会社が自己の商業活動に関連する関連製品を提供するために別の会社と契約する場合、事業者又は取引業者はどれになるか。例えば、主要な事業以外に設立された敷地内のカフェテリア、小さな店舗又はスタンドなどである。(新規).....	35
3.15.	EUDR第6条の下における「認定代理人」及び規則(EU) 952/2013 (UCC)第18条の下における「税関代理人」の役割はどのように区別されるか。(新規).....	36
4.	定義.....	37
4.1.	「世界的な森林減少」とは何を意味するか。.....	37
4.2.	「土地区画」とは何を意味するか。(改訂).....	37
4.3.	木材はどのような基準を遵守する必要があるか。.....	37
4.4.	適合的な伐採の水準とは何か。.....	38
4.5.	木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品において、「森林減少フリー」の定義における「森林劣化を誘発しない」という表現は、どのように解釈すべきか。.....	38
4.6.	木材製品について森林劣化がないかどうかをどのように評価すべきか、また、関連する期間をどのように検討すべきか。(改訂).....	38
4.7.	2020年12月31日より後に、伐採活動によって誘発されない構造的変化を受けた森林から伐採された木材製品は、森林劣化がないものとすることができるか。.....	39
4.8.	木材伐採作業が「森林劣化」を誘発しているという証拠は、木材製品がEU市場に上市された(又は入手可能にされた、又はそこから輸出された)後、しばらくの間は明らかにならない場合がある。デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出後に発生した出来事について、事業者は責任を負う可能性があるか。.....	40
4.9.	「森林劣化」の定義は、森林の保護・再生のための重要な活動である樹木の計画的な植栽・播種を妨げるものではないか。.....	40
4.10.	「現地で当該基準値に達する樹木」はどのように適用されるか。.....	40
4.11.	どの森林土地利用変化が規則に適合しているか。.....	41
4.12.	自然災害は森林減少に該当するか。.....	41
4.13.	「その他の樹木地」やその他の生態系も含まれるか。(改訂).....	41
4.14.	本規則において、ゴム栽培は「農業用途」とみなされるか。.....	41
5.	デュー・ディリジェンス.....	42
5.1.	事業者としての義務は何か。(改訂).....	42
5.2.	「認定代理人」に委任できるのは誰か。(改訂).....	42
5.2.1	認定代理人とは何か。1人の認定代理人が複数の事業者及び取引業者を代理すること	

はできるか。認定代理人は、EUDR上の義務のうち、どの義務を履行することができるか。(新規).....	43
5.3. 企業は子会社に代わってデュー・ディリジェンスを行うことができるか。.....	44
5.4. 製品の再輸入についてはどうか。過去にEUから輸出された製品を再輸入する場合、デュー・ディリジェンスの義務はどうなるか。(新規).....	44
5.5. どの税関手続きが影響を受けるか。.....	44
5.6. EUで生産されていない製品を上市する場合、通関手続きが必要か。.....	45
5.6.1 本規則は、輸出にどのように適用されるか。(新規).....	45
5.7. 認証又は検証スキームの役割は何か。(改訂).....	45
5.8. 文書はどれくらいの期間保存されるべきか。.....	45
5.9. 「無視できるリスク製品」の基準は何か。.....	46
5.10. 「無視できるリスク製品」には免除があるか。.....	46
5.11. ある国の特定の産物を「無視できるリスク」とみなすことはできるか。.....	46
5.12. 「森林減少フリー」要件の遵守を確認する際、確認の時点は何に焦点を当てるべきか。.....	46
5.13. デュー・ディリジェンスの義務に照らして、事業者及び取引業者によって文書化が求められる製品は何か。.....	46
5.14. 中小企業以外の事業者は、いつ、本規則第12条3項に基づく最初の年次報告書を作成しなければならないか。(改訂).....	46
5.15. 本規則の対象となる7つの製品分野の関係者が記入する必要があるデュー・ディリジェンス・ステートメントのテンプレートはあるか。.....	47
5.16. デュー・ディリジェンスを実施するために、事前に決められた書式又は質問の一覧表があるか。.....	47
5.17. 関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出しようとする事業者及び取引業者(及び/又は認定代理人)は、情報システムに登録しなければならないか。.....	47
5.18. 欧州委員会は、関連製品の適合性をチェックするために使用される衛星画像ツールに関する更なる詳細(例えば、最小限の解像度でのチェック)を発表する予定があるか。.....	47
5.19. デュー・ディリジェンス・ステートメントをどれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか。また、それらは複数の出荷/バッチを対象とすることができるか。関連製品が、一定期間にわたって連続的に市場に上市される場合はどうか。(改訂).....	47
5.20. DDSの提出期限はいつか。(改訂).....	49
5.21. DDSの最も早い提出日はいつか。(新規).....	49
5.22. 当社は、関連製品をEUに輸入し、その後、さらなる製造を経ることなく当該関連製品をEU市場で複数の顧客へ販売するか、又は当該関連製品を輸出している。DDSを2回(輸入の前及び販売/輸出の前に)提出する必要があるか。(新規).....	49

6. ベンチマーキングとパートナーシップ	50
6.1. 国別ベンチマーキングとは何か。(改訂)	50
6.2. どのような方法論によるものか。(改訂)	50
6.3. 森林減少防止に関する規則(EUDR)に基づくベンチマーキング制度の策定は、森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームの会合及びその他の関連会合で定期的に発表されている。ステークホルダーはどのように貢献できるか。	50
6.4. 各国は欧州委員会との間で関連データを共有できるか。	51
6.5. 合法性リスクは考慮されるか。	51
6.6. 生産国や小規模農家に対してどのような支援が提供されているか。(改訂)	51
6.7. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブの様々な要素とは何か。	52
6.8. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブとCSDDDとの関連性は。(改訂)	52
6.9. 事業者により「高リスク」とベンチマークされた特定のサプライチェーン又は特定の生産国/地域を回避してしまうリスクを低減するにはどうすればよいか。	52
6.10. EUはどのように透明性を確保するのか。	53
7. デジタルによる実施(EUDR情報システム)	53
7.1. 情報システムと「EUシングル・ウィンドウ」とは。(改訂)	53
7.2. どのようなデータ・セキュリティ対策があるか。(改訂)	53
7.3. 事業者と取引業者はどのように登録するのか。	53
7.4. システム上に頻繁に使用するデータを保存できるか。	54
7.5. このシステムは、農家が地理的位置を特定するのに役立つか。オルソ画像や衛星画像は、情報システムの地図ツールとして利用可能か。(改訂)	54
7.6. デュー・ディリジェント・ステートメントは修正できるか。(改訂)	54
7.7. 情報システムに保存されている地理的位置データは誰が閲覧可能か。(改訂)	54
7.8. 情報システムにアップロード可能な地理的位置情報はどのデータ形式か。	55
7.9. 情報システムは利用可能であるか。(改訂)	55
7.10. 既にEUに輸入され、DDS参照番号が付与された産物のみを取り扱う場合、下流の事業者又は取引業者として、新しいDDS番号を作成する必要があるか。(新規)	55
7.11. 生産システムは常に利用可能であるか、又はダウンタイムのウィンドウが繰り返し発生することになるか。(新規)	55
7.12. デュー・ディリジェンス・ステートメントのデータ入力制限はどれくらいか。言い換えれば、利用者が1個のデュー・ディリジェンス・ステートメントに入力できる最大コンテンツはどれくらいか。(新規)	55
7.13. 複数の国の複数の座標で構成されるGeoJSONファイルを使用して生産地を申告するこ	

とは可能か。(新規).....	56
7.14. DDSのデータはどのくらいの期間、情報システムに保存されるか。アーカイブ目的でデータをエクスポートして保存する必要があるか。(新規).....	57
7.15. 過去のサプライヤーが情報システムにおいて参照番号を介して地理的位置情報が共有されることを承認していない場合、地理的位置の座標はサプライチェーン全体でどのように共有できるか。(新規).....	57
7.16. DDSのサイズが最大ファイルサイズの25 MBを超えた場合はどうなるか。(新規).....	57
7.17. 地理的位置ファイルの桁数が規則で義務付けられている桁数と異なる場合はどうなるか。(新規).....	58
7.18. 製品を輸入又は輸出するときに、通常は別の単位で製品を取引していても、正味質量を申告する必要があるか。(新規).....	58
7.19. DDSには英語以外のテキストを含めることができるか(例えば、加盟国の言語で提出するなど)。(新規).....	58
7.20. 製品の輸出先となる市場ごとに個別のDDSを作成する必要があるか。(新規).....	59
7.21. 納品書やインボイスなどの出荷書類にEUDR参照番号を記載し、その書類を出荷物と一緒に送付する必要があるか。輸入/輸出のための通関手続きの際に、前記のとおりEUDR参照番号を記載することは義務付けられているか。(新規).....	59
7.22. DDSの「正味質量」とは、製品全体の質量を指すのか、製品内の関連産物の部分のみを指すのか、それとも貨物全体(つまり、製品及びパレット/包装材)を指すのか。(新規).....	59
7.23. 情報システムを介して法律文書などの追加情報を共有することは可能か。(新規).....	59
7.24. 情報システムにおいて申告しなければならないHSコードの桁数はどれくらいか。(新規).....	59
7.25. 情報システムにおいてDDS参照番号や確認番号の有効性を確認することは可能か。(新規).....	60
7.26. 地理的位置データをファイルにアップロードするために、GeoJSON形式しか許可されていない理由は。(新規).....	60
7.27. 情報システムはどの学名リストを使用しているか。属のみを示せば十分か、それとも具体的な種に言及する必要があるか。パルプ製品や紙製品など、産物木材の下にあるすべての製品について学名は必須か。(新規).....	60
7.28. 別のDDSを参照するときに学名を再入力する必要があるか。(新規).....	61
7.29. 事業者、取引業者、また、認定代理人として行為する者など複数の役割を果たす者に関する経済事業者用のアカウントの要件は何か。1つの経済事業者用アカウントをすべての役割に使用することができるか、それとも役割ごとに情報システム内に専用の経済事業者用アカウントを保有する必要があるか。(新規).....	61
7.30. 情報システムに関してIT関連の問題に直面した場合の対処方法は。(改訂).....	61
8. タイムライン.....	61
8.1. 本規則はいつ発効し、いつから適用されるか。(改訂).....	61

8.2.	その間の期間についてはどうか。	62
8.3.	本規則の発効前に製品が製造されたことをどのように証明するか。牛由来の製品の製造に関するルールは何か。	62
9.	その他の質問	62
9.1.	事業者及び中小企業以外の取引業者が、経過措置期間(本規則の発効(2023年6月29日)から本規則の適用開始(2025年12月30日)までの間の期間)にEU市場に上市された関連製品又は関連産物から作られた関連製品をEU市場に上市し又は輸出する場合、どのような義務があるか。(改訂)	62
9.2.	製品が適用開始日より前にEU市場に上市されたことを証明するには、どのような証拠が必要か(すなわち、どのような書類が「上市」の証拠として認められているか)。かかる製品を情報システムにおいて申告する必要があるか。(改訂)	64
9.3.	経過措置期間中にEU市場に上市された製品は、経過措置期間中に各バッチがEU市場に上市されたこと又は本規則に適合していることが証明されれば、経過措置期間後にEU市場に上市された本規則に適合した商品と混合することができるか。	64
9.4.	経過措置期間中に在庫化された産物と2025年12月30日より後にEU市場に上市された産物との混合は、特に情報システムにおいて、実際にどのように行われるか。(改訂)	64
9.5.	経過措置期間はいつ始まり、いつ終わるか。	64
9.6.	本規則への適合を確保するために、経過措置期間中にEU市場に上市された製品について、管轄当局はどのように確認を行うべきか。	64
9.7.	欧州委員会はガイドラインを発行するか。(改訂)	65
9.8.	欧州委員会は産物別のガイドラインを発行するか。(改訂)	65
9.9.	事業者の報告義務はどのようなものか。	65
9.10.	森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムとは何か。(改訂)	65
9.10.1.	森林減少防止に関する規則(EUDR)への適合性に関して2020年世界森林被覆地図を確定的な情報源として使用することはできるか、あるいは適合性を証明するためには追加的な手順及びデータソースが必要か。(新規)	66
9.10.2.	世界的及び国家的な空間地図についてどの程度の精度を期待できるか。また、デュー・ディリジェンス及び検証プロセスのための参考資料としてそれらに依拠することはできるか。(新規)	67
9.10.3.	2020年世界森林被覆地図上で森林に指定されている区域で産物が生産された場合、当該産物は自動的に不適合となるか。(新規)	67
9.10.4.	ステークホルダーは、2020年世界森林被覆地図と組み合わせて国家的な森林地図を使用することができるか。(新規)	67
9.11.	何をもって高リスクとなり、どのくらいの期間、停止措置が講じられ得るのか。	67
9.12.	本規則はEU再生可能エネルギー指令とどのように関連しているか。(改訂)	67
9.13.	EFTA/EEAの加盟国は、本規則においてどのようにみなされるか。(新規)	68

10. 罰則	68
10.1. 各EU加盟国によって定められた罰則は、欧州議会及び理事会指令2008/99/ECに基づく各加盟国の義務に影響を与えるものではない、とはどのようなことを意味するのか。 (改訂)	68
10.2. 罰金の最高額はいくらか。	68
10.3. 公共調達指令に関して、各EU加盟国は、本規則を実施する際に、自浄作用を可能にすべきかどうかを決定することになっているか。	69
10.4. EUDR第25条3項によれば、「各加盟国は欧州委員会に対して、[本規則の違反に関して法人に対して下された]最終判決」及び当該法人に科された罰金を通知しなければならないとされている。欧州委員会は、これらの判決の一覧表をウェブサイト公表することになっている。これは、すべての行政上の決定又は裁判所の判決を指すのか。	69
10.5. 私は自分の土地上で小さな樹木を何本か伐採し、そこで数頭の牛を育てている。私は、当該木材と当該牛の肉を、EU域内の地元の市場で販売するつもりである。私は樹木を伐採したので、当該木材を販売することによって、私に罰金が科せられることはあるか。 (改訂)	69
10.6. (削除の上、情報は質問7.30に移動)	69

1. 追跡可能性

1.1. 事業者が座標を収集しなければならない理由及び収集方法(改訂)

本規則は、対象製品をEU市場に上市する事業者に対し、産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集することを義務付けている。

土地区画の追跡可能性(すなわち、産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集する要件)は、**特定の生産場所において森林減少がなかったことを実証するために必要である**。製品を土地区画に結び付ける地理的位置情報は、産業界の一部及び多くの認証機関によって既に利用されている。申告された産物及び製品の地理的位置が森林減少と結び付いているかどうかを検証するために、遠隔的に感知された情報(航空写真、衛星画像)又は他の情報(例えば、リンクを貼った地理タグ及びタイムスタンプを伴う現地の写真など)を使用することができる。

地理的位置の座標は、事業者が製品をEU市場に上市する又はEUから輸出する前に情報システムに提出するよう義務付けられているデュー・ディリジェンス・ステートメント(以下「デュー・ディリジェンス・ステートメント」又は「DDS」という。)に記載する必要がある¹。したがって、地理的位置の座標は本規則の中核部分をなし、本規則は、対象範囲に含まれる製品のうち、地理的位置の座標がまだデュー・ディリジェンス・ステートメントの一環として収集及び提出されていない製品のEU市場への上市又はEU市場からの輸出を禁止している。

ある土地区画の地理的位置の座標の収集は、携帯電話、[携帯型グローバル・ナビゲーション・サテライト・システム](#)(GNSS)装置、及び広範囲で自由に使用できるデジタル・アプリケーション(例えば、地理情報システム(GIS)など)を介して行うことができる。これらはモバイル・ネットワークのカバレッジを必要とせず、ガリレオが提供するような堅固なGNSS信号のみを必要とする。

牛以外の産物の生産に使用される4ヘクタール超の土地区画については、地理的位置は、多角形、つまり、各土地区画の外周を記述するための、小数点以下6桁の緯度及び経度、を使用して提供されなければならない。4ヘクタール未満の土地区画については、事業者は、地理的位置を提供するために、1個の多角形又は小数点以下6桁の緯度及び経度による1個の点を使用することができる。牛が飼育されている施設は、地理的位置の座標の1点で記述することができる。

本規則は、(EU市場に直接製品を上市しない限り)第三国の生産者に直接的な義務を課すものではないことに留意されたい。

下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者の義務については、質問3.4を参照されたい。

1.2. (輸入、輸出、取引された)すべての産物は追跡可能とすべきか。(改訂)

追跡可能性の要件は、輸入/輸出/取引された関連産物の各バッチに適用される。

本規則は、関連製品をEU市場において入手可能にする若しくは上市する前に又は輸出する前に、事業者が**一つ一つの関連産物をその土地区画にまで追跡することを義務付けている**。結果として、**地理的位置情報を含むデュー・ディリジェンス・ステートメントの提出は、関連製品が輸入され(「自由な流通のための税関の通過」の税関手続き)、輸出(「輸出」の税関手続き)され、EU市場内の取引向けに託送されるための要件である**。輸出の場合、下流の中小企業以外の事業者であれば、過去のDDSを参照することにより必要な情報を提供可能である(質問3.4を参照されたい。輸出の場合にお

¹ 情報システムの機能は、欧州委員会実施規則(EU)2024/3084、[Implementing regulation – EU – 2024/3084 – EN – EUR-Lex](#)に定められている。詳細は、本文書の第7章で確認可能である。

る中小企業については、質問5.6.1を参照されたい。

1.3. バルク取引される又は複合製品についてはどのように扱われるのか。(改訂)

例えば、大豆油やパーム油のようにバルクで取引される製品については、ある出荷に関わるすべての土地区画が特定されること、及びその産物がプロセスのいかなる段階においても、原産地不明の産物又は2020年12月31日の基準日より後に森林減少された若しくは森林劣化した地域からの産物と混合されないことを、事業者が確保する必要があることを意味する。

例えば、異なる木材成分を有する木製家具のような関連複合製品については、事業者は、製造工程に使用された関連産物(例えば、木材)が生産されたすべての土地区画の地理的位置情報を提供する必要がある。これは、地理的位置情報を収集することにより、又はすべての土地区画の地理的位置情報を含む過去のDDSを参照することにより行うことができる。関連産物により構成される部分は、原産地不明であってはならず、また、基準日より後に森林減少又は森林劣化があった地域からのものであってもならない。

複数の異なる関連産物又は製品を含む複合製品(例えば、ココア粉、カカオ脂及びパーム油を含むチョコレートバー、又は皮革部分のある木製家具)の場合、かかる製品をEU市場に上市する又はEU市場から輸出する事業者は、主要な産物及びEUDRに基づき関連するとみなされる(派生)製品のみについてデュー・ディリジェンスを行う必要があり、これらは、付属書Iの左欄に記載された産物である。例えば、チョコレートバー(コード1806)の場合、それに関連付けされている関連産物はカカオである。これは、デュー・ディリジェンス義務及び情報要件が、チョコレートバーが含有する又はチョコレートバーの製造のために使用された関連産物の付属書I右欄に記載された関連製品(この場合は、産物カカオの下のココア粉及びカカオ脂)にのみ適用されることを意味する。

1.4. マスバランスCoCは認められているか。

本規則は、適用範囲に該当するすべての製品に使用された産物が土地区画にまで追跡可能であることを要求している。

森林減少フリーの産物と、原産地不明の産物又は森林減少フリーでない産物をサプライチェーンのいずれかの段階において混合することを認めるマスバランスCoCは、EU市場に上市された又は輸出された産物が森林減少フリーであることを保証しないため、本規則上は認められない。したがって、EU市場に上市された又は輸出された産物は、サプライチェーンの各段階において、原産地不明の産物又は森林減少フリーでない産物と分離する必要がある。マスバランスはそれゆえに除外されることになるが、これと同様に、完全な同一性の維持は必要ない。

1.5. 製品の一部が不適合の場合はどうなるか。

ある関連製品の一部が不適合である場合は、当該関連製品をEU市場に上市する又は輸出する前に、不適合部分を特定し、残りの部分から分離する必要がある、当該部分はEU市場への上市も輸出もしてはならない。

例えば、不適合製品が残りの製品と混合されているなどの理由で特定及び分離ができない場合には、本規則第3条の条件を満たしていることを保証することができないため、関連製品全体が不適合となり、よって、EU市場への上市も輸出もすることができない。

例えば、バルク産物がすべて混合され、数百もの土地区画に結び付けられているときは、2020年より後に当該土地区画の1区画が森林減少されたという事実により、関連するバッチ全体が不適合となる。

ただし、EU市場に上市された関連産物又は関連製品の100%が、1)土地区画にまで追跡可能であり、2)本規則が意味するところの合法的かつ森林減少フリーであり、かつ、3)いかなる時点においても、原産地不明又は森林減少フリーでない産物と混合されたことがない場合には、その製品は不適合とはならない。

1.6. 不動産ではない土地についてはどのようなルールがあるか。

「不動産」の概念に該当しない公有地又は共同体地についてはどうなるか。

本規則は、EU市場に上市された又は輸出された産物は、土地区画として指定された土地で生産又は収穫されていなければならないことを要求している。土地登記簿又は正式な権原証書がないという理由で、事実上使用されている土地を土地区画として指定することを妨げるべきではない(後述参照)。

1.7. 多角形でカバーすることのできる面積(ヘクタール)のサイズは。

本規則には、土地区画の最小サイズ又は最大サイズに関する固定の閾値は存在しないが、土地区画が正確な生産面積を捕捉し、その土地で生産された関連製品と関連する森林減少及び森林劣化のリスクの総体レベルの評価を可能にする十分に均質な状態を享受していることを条件とする。4ヘクタール未満の区画の地理的位置の座標との関連で、質問1も参照されたい。

情報システムにインポートできる多角形の面積に制限はないが、DDSの合計ファイルサイズは25Mb を超えることはできない。

1.8. すべての場合において、地理的位置を多角形によって提供する必要があるか。

ない。4ヘクタール未満の土地区画について(のみ)、緯度及び経度の1点のみで地理的位置を記述することができる。牛の場合、特に牛が飼育されているすべての「施設」(本規則第2条29号に定義されている。)については、多角形ではなく、単一の地理的位置地点のみが要求されている。

1.9. (削除の上、情報は質問7.26に移動)

1.10. 財産登録簿又は権原証書が利用できない場合はどうなるか。

財産登録簿が不完全な国、農家が自己の土地に関するID又は権原証書を有しないことがある国において、事業者及び中小企業以外の取引業者はどうすれば地理的位置データを入手することができるか。(改訂)

農家は、土地登記簿に記載されているか否か、また、自己の土地のID又は権原証書の有無にかかわらず、自己の土地区画の地理的位置を収集することができる。農家が事業者の直接のサプライヤー又は事業者自体でない限り、農家からの個人情報は一切要求されず、EU市場に上市するための産物を供給するために使用される区画の地理的位置で十分である。

土地使用権に関連する合法性要件(本規則第2条40号(a))に関して、本規則は、関連する国内法との適合を要求する。農家が国内法に基づいてその製品の販売を合法的に許可された場合(財産登録簿を欠く可能性があり、一部の農家がIDを有しない可能性がある。)には、それはまた、事業者(又は中小企業以外の取引業者)が、これらの農家から調達する際に合法性要件を満たすであろうことを意味する。農業製品を生産し商業化するために、国内法に基づいて土地権原証書の所有が要求されない場合には、

本規則上も要求されない。とはいえ、事業者(又は中小企業以外の取引業者)は、自らのサプライチェーンにおいて違法性のリスクがないこと、すなわち、生産国において適用される関連法規が遵守されていることを検証する必要がある。

合法性(及び地理的位置)に関する情報を収集するために、事業者(又は中小企業以外の取引業者)が今日既に利用している様々な手段が数多く存在する。自らのサプライヤーを直接マッピングする手段もあれば、協同組合、認証機関、全国的な追跡可能性システム、その他の企業等の仲介者に依存するものもある。事業者(又は中小企業以外の取引業者)は、地理的位置及び合法性に関する情報が、当該情報を収集するために使用する手段又は仲介者にかかわらず、正確であることを確保する法的責任を負う。

1.11. 事業者は、生産者の地理的位置データを使用することができるか。

できる。しかし、その正確性について最終的に責任を負うのは事業者であって、情報を提供する生産者ではない。本規則は、製品をEU市場に直接上市しない(したがって、事業者及び取引業者の定義には該当しない)生産者には適用されない。

かかる場合、事業者は、関連産物が生産された地域が正しくマッピングされること、及び地理的位置が土地区画に対応することを確保しなければならない。事業者が講じることができる措置として、キャンペーン・ビルディング及びその他の投資を通じて、サプライヤー、特に小規模農家が本規則の要件を満たすためのサポートがある。

1.12. 事業者は地理的位置を検証すべきか。(改訂)

事業者は、地理的位置が正しいことを検証し、証明できる必要がある。

地理的位置情報の真実性及び正確性を確保することは、事業者が果たさなければならない責任の重要な一つの側面である。不正確な地理的位置の詳細を提供することは、本規則に基づく事業者の義務の違反を構成することになる。

1.13. 同じ土地からの製品について、デュー・ディリジェンスを繰り返すべきか。(改訂)

DDSにおいて提供されるべき地理的位置情報に関する義務は、情報システムを介して、各関連製品と結びつけられる。したがって、事業者(又は中小企業以外の取引業者)は、関連製品をEU市場に上市し、市場において入手可能にし、又は輸出しようとするたびに、この情報を示す必要がある。デュー・ディリジェンスは、地理的位置の座標の適切な提供を含め、各関連製品について繰り返さなければならない(すなわち、更新されなければならない)。必要な情報は、上流においてデュー・ディリジェンスが実施されたことを確認した上で、過去のDDSを参照することにより提供できる(質問3.4を参照されたい)。

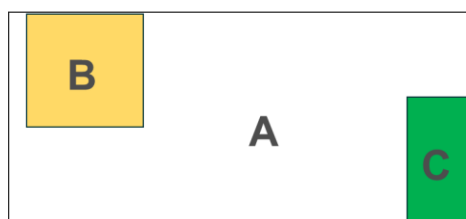
1.14. 1つの多角形は複数の土地区画をカバーできるか。

多角形は、産物が生産された土地区画の外周を表すために使用されるものである。各多角形は、隣接しているか否かにかかわらず、単一の土地区画を示すべきである。関連製品が複数の土地区画からの産物で作られている場合は、複数の多角形を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて提供しなければならない。多角形は、その一部のみに土地区画を含む可能性のある土地の区域の外周を追跡するために使用することはできない。

1.15. 関連産物が、他の土地区画も含む単一の不動産内のある土地区画で生産された場合はどうなるか。

この状況は、以下の図で最もよく説明できる。

A→単一の財産 B→関連産物(例えば、大豆)が生産された土地区画 C→森林減少された区域



A → Single property

B → Plot of land where relevant commodity is produced (soy for example)

C → Deforested area

i) 関連産物(例えば、大豆)がB区域で生産された場合は、どの地理的位置を提供すべきか。

土地区画の定義(「単一の不動産内の土地」)に基づき、事業者は、関連産物が生産された土地区画(例ではB区域)の地理的位置のみを提供すべきである。

ii) C区域の森林減少が合法的で、基準日より後に行われた場合はどうなるか。

- C区域で関連産物が一切生産されなかった場合、C区域の森林減少はB区域で生産された大豆の適合性には影響しない。
- C区域で別の関連産物(例えば、牛)が生産された場合には、牛は不適合である(森林減少フリーでない)が、B区域の大豆は原則として適合している。
- 同じ産物がB区域とC区域で生産された場合(大豆)、事業者は、単一財産内での混合リスクの高さを特に考慮して、無視できるリスクにしなければならない(第10条2項(j))。

iii) 本規則が意味するところの違法性により、A不動産の法的な状況が影響を受けた場合(例えば、C区域に違法な森林減少がある場合)はどうなるか。B区域で生産された大豆は影響を受けるか。

B区域で生産された大豆は、生産区域の法的な状況(第2条40号に沿って、土地区画ではなく、財産全体の法的な状況)が生産国の関連法規に適合していないため、合法的ではなく、したがって、適合していない。

1.16. 多角形は外周の長さによって提供されるべきか。

土地区画情報を外周の長さによって提供する義務はなく、そのような提供ができる可能性もない。4ヘクタール超の土地(牛以外の関連産物の生産用)については、各土地区画の外周を記述するのに十分な緯度及び経度の点を有する多角形(円周を有する一意の中心点ではない)を使用して、地理的位置を提供しなければならない。

1.17. 混合物品の生産地はどのように申告するべきか。

事業者は、EU域内に有効に出荷されたすべての物品の生産地を申告する必要がある。

例えば、複数の生産地からの適合物品が同じサイロ、スタック、パイル、タンク等に混合され、その後それらの物品の一部がEU市場に上市される場合：

- ・ 申告する生産地には、**サイロが最後に空になった日以降サイロに入った**(したがって、出荷に含まれる可能性がある)**すべての物品の生産地を含めるべきである。**
- ・ サイロを定期的に空にしていない場合、事業者は、生産地不明の産物が工程において混合されないことを確保しようとする期間中にサイロに入ったすべての物品の生産地を申告する必要がある。例えば、サイロに保管された物品の一部を搬出する際は、サイロが先入れ先出しシステム又はこれに相当する、原材料がその搬入順に時系列的に消費されることを確保するシステムで動作することを条件として、サイロ容量の最低200%までサイロに入った従前のすべての物品の地理的位置を申告することによって、これを安全に行うことができる。このアプローチは、スタック、タンク等に保管した関連産物又は製品、及びすべての連続加工に適用される。生産地が不明の産物又はEUDR不適合の産物が工程において混合されないことが確保されている限り、先入れ先出しシステムやその他の保管システムにおいてその他のアプローチが可能である。
- ・ サイロに入った物品の数量x(xとは、EU市場に上市された数量である)の生産地を申告することは、本規則では**認められていない**。その理由は、原産地不明の製品をEU市場に上市することを禁じる本規則に違反することとなるからである。

これは、9節に記載された経過規定に影響を与えるものではない。

1.18. 事業者が、上市された特定の産物の生産に実際に関わる土地区画より多くの土地区画を1つのデュー・ディリジェンス・ステートメントで申告することができるのはどのような状況か。「超過申告」の意味するところは何か。

本規則を推進するには、上市された産物/製品と、それらが有効に生産された土地区画との間の対応関係が必要である(そのため、本規則は厳格な追跡可能性の原則に基づいて構築され、それにより、事業者は生産の土地区画に対応する正確な地理的位置の座標を収集する必要がある)。ただし、事業者は、特定の状況においては、産物が生産された土地区画数よりも多い、限られた数の土地区画の地理的位置の座標を提供することができる。

事業者は、バルク産物が土地区画にまで完全に追跡され、原産地不明の産物又は不適合の産物と混合されていない状況においてのみ、「超過」申告することができる。かかるバルク産物が、例えば、保管用のサイロ内、輸送用の船舶上、又は製造工程中の工場内など、物流又は製造工程に沿って混合された場合、事業者は、全体の一部のみが上市された場合には、超過申告という手段に訴えることができる。事業者は、できるだけ細かい追跡可能性データを入手する必要がある。

超過申告は、例えば大豆が毎年、農場における耕作に適した土地全体の異なる場所において生産される場合など、農場の一連の農業用土地区画で輪作が行われている場合にも適用することができる。

事業者がデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて「超過」申告した場合、事業者は、最終的に上市された産物/製品の生産に関連する土地区画であるか否かにかかわらず、地理的位置が提供されたすべての土地区画の適合性について全責任を負う。デュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて「地理的位置が提供された」土地区画の1区画が適合していない場合は、「地理的位置が提供された」土地区画の全区画が非適合となる。このような場合、超過の土地区画を申告する事業者は、申告されたすべての土地区画(超過の土地区画を含む。)についても、EUDRに基づく義務を遵守して、デュー・ディリジェンスを完全に実施しなければならず、かつ、1)(森林減少フリー及び合法性要件に関する)不適合のリスクが、EUDR第10条2項に従い、すべての土地区画について評価されていること、2)かかる評価において、事業者がEUDR第10条の(i)及び(j)の基準を特に考慮していること、並びに、3)すべての土地区画についてかかるリスクが無視できるものであること、の証拠を提供しなければならない。さらに詳しく言えば、事業者は、EUDR第10条2項(i)に従い、関連産物が生産された土地区画に関連製品を結びつけることが困

難な場合のリスクの存在、及びEUDR第10条2項(j)に従い、本規則の回避のリスク又は原産地不明の関連製品との混合のリスクが無視できないものであるかを考慮しなければならない。事業者は、これらのリスクを無視できる程度まで低減しなければ、かかる製品を上市し、市場において入手可能にし、又はこれを輸出することができない。

上記のケースシナリオに影響を与えるものではないが、一般的に、(例えば、地域全体又は国全体レベルで)土地区画の超過量を申告することを目的とした追跡可能性の実務は本規則のルールに沿ったものとは言えない。かかる実務による場合、事業者がその中核となるデュー・ディリジェンスの義務、特に規制回避のリスクを低減する義務を果たせないと思われる(すなわち、ある国全体に対して、本規則第8条によりデュー・ディリジェンスを実施することは不可能である)。

それはまた、EU加盟国の管轄当局の業務を妨げることにもなり、第16条による確認を実施するその義務の遵守を困難に(又は不可能にさえ)することになる。

1.19. 地理的位置により、主張は実際にどのように確認されるのか。(改訂)

地理的位置により、森林減少が起きていないとの主張の妥当性は実際にどのように確認されるのか。衛星航法測位と森林減少地図を連動しているのか。森林区域又は森林減少及び森林劣化を受けた区域のベースラインを示す地図はあるのか。農場、プランテーション又はコンセッションの地理的位置が利用できない場合は、どのように機能するのか。

産物が生産された土地区画の地理的位置の座標を収集することは、事業者の責任である。事業者が関連製品に寄与しているすべての土地区画の地理的位置を収集できない場合は、本規則第3条に従い、当該製品をEU市場に上市する又はこれを輸出するべきではない。

1.20. 事業者(及び中小企業以外の取引業者)及び執行当局は、地理的位置の座標を衛星画像又は森林被覆地図と照合して、当該製品が本規則の森林減少フリー要件を満たしているかを評価することができる。

EUは、森林減少が起きていないとの主張の妥当性をどのように確認するか。

EU加盟国の管轄当局(EUMS CAs)は、EU市場に上市された、市場において入手可能にされた又は輸出されたか、上市、入手可能にすること又は輸出を意図された関連産物及び製品が森林減少フリーの土地区画に由来し、(本規則第16条に従って)合法的に生産されたことを立証するための確認を実施すべきである。これには、デュー・ディリジェンス・ステートメントの妥当性、及び事業者及び取引業者による本規則の規定の全体的な遵守に対する確認を実施することが含まれる。

EUMS CAsの義務の範囲に関する詳細については、本規則第18条及び第19条を参照されたい。

1.21. ある産物がEUDRに潜在的に適合していないとみなされた場合、EU加盟国の管轄当局はどのような種類の確認を第三国で実施することができるか。

管轄当局は、本規則第18条2項(e)に基づき第三国において、当該第三国の行政当局の協力を通じて実地監査を実施することができるが、これについては当該第三国の同意を条件とする。

本規則は、ある製品が「潜在的に不適合」又は「不適合」と評価された場合に、EU加盟国の管轄当局に生産国と協議することを義務付けていないことに留意されたい。

1.22. 管轄当局は本規則の定義を使用するのか。

本規則の実施に関連して、EU加盟国の管轄当局は、**本規則第2条に定める定義を使用する予定である。**

規則とは、EUにおける拘束力のある立法行為である。EU加盟国27カ国において、その全体が調和のとれた方法で適用されなければならない。

1.23. サプライチェーンの追跡可能性とは何か。(改訂)

本規則の遵守を立証するために事業者、及び該当する場合には中小企業以外の取引業者が収集し、5年間保管する必要がある情報、文書及びデータは、第9条及び付属書IIIに記載されており、地理的位置に関するデータについては、本規則第2条28号に記載されている。

事業者は、各特定のサプライヤーが供給するすべての関連製品について、デュー・ディリジェンスを行うべきである。したがって、事業者は、デュー・ディリジェンス・システムを整備すべきであり、かかるシステムには、本規則第9条に定める要件を満たすために必要な情報、データ及び文書の収集、第10条に記載されるリスク評価措置、及び第11条に言及されているリスク低減措置が含まれる。デュー・ディリジェンス・システムの確立及び維持、報告及び記録保管に関する要件は、本規則第12条に記載されている。事業者は、EUDR第4条7項に基づき、デュー・ディリジェンスが実施されたこと、及びリスクが全く発見されなかったか又は無視できる程度のリスクしか発見されなかったことを立証するために必要なすべての情報を、サプライチェーンのさらに下流の事業者及び取引業者に伝達しなければならない。

かかる情報を受け取ったサプライチェーンのさらに下流の事業者及び取引業者は、受け取った情報に基づいて独自のデュー・ディリジェンスを行うことができる。しかし、バリューチェーンのさらに上流の別の事業者又は取引業者がデュー・ディリジェンスを実施したという事実は、決してその自らの義務を免じるものではない。下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者の義務については、質問3.4を参照されたい。

事業者及び中小企業以外の取引業者は、情報システムに提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメントを通じて加盟国の執行当局に提供する追跡可能性に関する情報が正確であることを確保することが義務付けられる。

情報システムの開発及び機能は、関連するデータ保護規程に沿うものとなる。さらに、**当該システムは、共有情報の完全性及び機密性を確保するためのセキュリティ対策を備えるものとなる。**

1.24. 追跡可能性は、複数国からの製品に対してどのように機能するか。

事業者及び中小企業以外の取引業者は、加盟国の管轄当局に提供する、追跡可能性に関して要求された情報が、**サプライチェーンの長さ又は複雑さにかかわらず**、正確であることを確保するよう義務付けられている。

追跡可能性に関する情報は、サプライチェーンに沿って積み上げることができる。例えば、数カ国から数百の土地区画で調達された大豆の大量のバルク出荷は、当該出荷に寄与したこれらすべての国の各土地区画について、すべての関連する生産国及び地理的位置情報を含んだデュー・ディリジェンス・ステートメントと関連付けられる必要がある。

1.25. 「生産日又は生産時期」とは何か。(改訂)

事業者は、本規則第9条に定める義務に基づき、生産日又は生産時期に関する情報を収集することを義務付けられる。この情報は、関連製品が森林減少フリーであることを証明するために必要である。それゆえに、生産日又は生産時期に関する情報収集義務は、EU市場に上市された本規則の対象産物、又は本

規則の対象である関連製品の生産に使用された産物に適用されるのである。

牛以外の産物については、生産日とは当該産物の収穫日をいい、生産時期とは生産工程の期間／持続期間(例えば、木材の場合、「生産時期」とは関連する収穫作業の持続期間をいう。)をいう。生産日及び生産時期はともに、指定された土地区画に関係したものであるべきである。

生産の特異性のために、より正確な情報が入手できない場合には、収穫年及び／又は収穫の季節を使用することができる。

産物「牛」に基づく関連製品については、生産時期とは、牛が生まれた瞬間から屠殺時までの牛の生涯をいう。生きた牛(HS Code 102 21、102 29)がEU市場に上市される場合(例えば、輸入される場合又はEUで生まれた牛を最初に販売することによる)、EU市場に最初に上市された日までのすべての地理的位置を収集し、デュー・ディリジェンス・ステートメント(DDS)とともに提出しなければならない。その後、生きた牛がEU市場において入手可能になった場合、中小企業以外の取引業者は、EU市場への最初の上市後に牛が飼育されていた施設のすべての追加の地理的位置を収集し、追加する義務を負う(本規則第9条1項(d)を参照されたい)。中小企業の取引業者の場合は、地理的位置を追加したり、新たなDDSを発行する必要はないが、第5条3項及び第5条4項に規定されるように、少なくとも5年間は、市場において入手可能にしようとする関連製品に関する情報を保持しなければならない。

本規則第1条2項に従い、かつ、第2条14号の「生産された」の定義に沿って、本規則の発効より前、すなわち2023年6月29日より前に牛が生まれた場合は、EUDRは牛及び牛由来製品には適用されないことに留意されたい。

1.26. 牛について、追跡可能性はどのように機能するか。(改訂)

子牛が生まれた土地の地理的位置を提供すれば十分であるか。牛によっては、屠殺前に1カ所以上の場所に移動する可能性がある。

EU市場に牛製品を上市する事業者(又は中小企業以外の取引業者)は、生まれた場所、飼育された農場、放牧地及び屠殺場を含む、牛の飼育に関連するすべての施設について、当該施設に牛がいる場合には、その地理的位置情報を提供し、又はその地理的位置情報を含むDDSを参照しなければならない(ただし、これらの「施設」の各々については、多角形ではなく、1点の緯度と1点の経度に対応する地理的位置のみが必要である。)

1.26.1 事業者は、「家畜用飼料」に関する義務をどのように履行すべきか。(新規)

本規則の前文39項に従い、牛を使用して製造された関連製品をEU市場に上市し若しくはEU市場において入手可能にするか又はEU市場から輸出する事業者は、自己のデュー・ディリジェンス・システムの一環として、家畜用飼料が森林減少フリーであることを確保しなければならない。ただし、飼料自体には、地理的位置情報は不要である。

EUDRが関連製品に義務を課すことを踏まえ、家畜用飼料は、当該飼料が給餌された時点で関連製品であった場合にのみEUDRに基づき関連する(例えば、HS 1208 10 - 大豆粉及び粗挽き粉)。

付属書IIに含まれる飼料に関するDDSは、当該飼料自体が市場に上市され若しくは市場において入手可能にされ又は輸出される場合にのみ、提出が求められる。

家畜用飼料がサプライチェーンの前段階において既にデュー・ディリジェンスの対象となっていた場合、牛及び派生する関連製品に関するデュー・ディリジェンスの実施には、飼料が森林減少フリーであることの証拠として、関連するインボイス、又は関連するデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号若しくはその他の関連文書が含まれる場合がある。管轄当局は、関連情報を入手又は認識した場合(飼料がEUDRを遵守していないおそれがあるとして第三者により提出された根拠のある懸念に基づく情報を含む。)に、調査中に上記の証拠を要求することができる。当該証拠は、対象となっている牛の生存期間(ただし最長5年間)にわたって示されなければならない。

1.27. 上流のサプライヤーが要求された情報を提供していない場合はどうなるか。(改訂)

EU市場において産物を上市し若しくはを入手可能にするか、又は輸出する事業者又は取引業者が本規則で要求される情報をそのサプライヤーから入手できない場合は、関連製品をEU市場に上市し若しくはEU市場において入手可能にすること、又はEUから輸出することは本規則の違反となるため、差し控えなければならない。

1.28. 低リスクに分類された国の土地について、座標を提供するべきか。

地理的位置による追跡可能性要件に**例外はない**。事業者は、関連するサプライチェーンの複雑さ、本規則の回避のリスク、及び原産地不明又は高リスク若しくは標準リスクの国若しくはその地域を原産地とする製品との混合リスクも評価しなければならない(本規則第13条)。事業者が、関連製品が本規則に適合していない、又は本規則が回避されているとのリスクを示唆する関連情報を入手した又は了知した場合、事業者は、本規則第10条及び第11条に基づくすべての義務を履行しなければならず、また、関連情報を直ちに管轄当局に伝達しなければならない。

1.29. 森林減少フリーの土地に合法性要件は適用されるか。

関連産物は、本規則第3条(b)に基づき生産国の関連法規に従って生産されている場合を除き、EU市場において入手可能にすること又はEUから輸出することはできない(いわゆる「合法性要件」)。

第3条に基づく義務は、累積的なものであり、(1)合法性要件(第3条(b))、(2)「森林減少フリー」要件(第3条(a))、及び(3)産物又は製品がデュー・ディリジェンス・ステートメントの対象であるという要件(本規則第3条(c))のすべてが充足されなければならないことを意味する。

1.29.1 森林減少及び森林劣化を防止するというEUDRの目的に関連しない場合であっても、法規が関連するとみなされるのはどのような場合か。(新規)

EUDR第2条40号の定義の冒頭部分に定めるとおり、法規は、生産区域の法的な状況に関係する場合に、関連する。すなわち、法規は、産物が生産された区域の法的な状況に具体的に影響する場合に、関連する。

EUDR第2条40号はさらに、これには、特に貿易及び関税に関する法律が含まれ得ると定める。これらの法律は、その本来の性質上は生産区域の法的な状況に関係するものではないものの、農業生産又は木材生産の関連セクターに特に関係する場合には、関連する場合がある。これは、例えば、特定の農業又は森林に関連する文書を、生産国の税関において、又は貿易に関する法律の一環として提供しなければならないような場合をいう。

1.29.2 ある産物がA国で収穫され、さらなる製造工程のためにB国に輸送され(例えば、A国産のカカオ

豆を用いて、B国でココア粉を製造する)、その上で、そのココア粉がC国でEU市場に上市される。どの国の適用法規が関連するとみなされるか。(新規)

上記の例では、A国が生産国である。つまり、合法性要件の対象となるのは、A国で適用される法律のみである。

1.30. 非EU加盟国に対する法的義務はあるか。

非EU加盟国に適用される法的義務はない。本規則は、事業者及び取引業者(本規則第2章に定義する。)並びにEU加盟国及びその管轄当局(本規則第3章を参照)に対する義務を定めている。

ただし、世界中の多くの国が、森林減少フリーのサプライチェーンを強化し、関連産物に関する公共の追跡可能性システムを強化する等の措置を講じており、それにより本規則に基づく企業の任務を容易にしている。かかる進展は、事業者及び取引業者がその義務を遵守することを大いに助けることができるので、これは歓迎される。

1.31. 特定の政府が地理的位置データの共有を禁止した場合、生産者はどのようにかかるデータを共有できるか。(改訂)

本規則に基づく事業者に対する中核的要件の1つは、EU市場に上市された又はEU市場から輸出された産物及び製品が生産された土地区画に関する地理的位置情報を収集することである(本規則第9条1項(d))。事業者は、かかる(公共の)データを収集し、情報システムにアップロードする義務から免除されるために、事業者及び取引業者と当該データを共有することを禁止する国内法の存在に依拠することはできない。事業者は、その義務の一環として地理的位置情報を提出しなければならない。さもなければ、事業者及び取引業者は、過去のDDSを参照する場合には、第8条に従いデュー・ディリジェンスに関する要件を遵守することができず、したがって、EU市場に関連製品を上市し、市場において入手可能にし、又は市場から輸出することができない。

。 。 。 。

2. 範囲

2.1. 本規則にはどのような製品が含まれるか。

本規則は、付属書IIに記載されている製品にのみ適用される。付属書IIに含まれていない製品は、本規則の対象となる関連産物が含まれている場合であっても、本規則の要件の対象とはならない。例えば、石けんは、パーム油を含んでいたとしても、本規則の対象とはならない。

同様に、付属書IIに含まれていないHSコードを有する製品であって、本規則の対象となる産物(例えば、革製シート又は天然ゴム製タイヤを有する自動車)から派生した部品又は成分を含む製品は、本規則の要件の対象とはならない。

注: 本規則は、欧州委員会が、委任法により、関連製品及び製品説明の一覧表を改正することを想定している。さらに、欧州委員会は、関連産物が森林減少と森林劣化へ与える影響の評価に基づいて、本規則の適用範囲をさらなる他の産物へと拡大するために、欧州議会とEU理事会に対して立法提案を行う必要性和実行可能性について評価する。産物の範囲に関する最初の見直しは、本規則の発効から2年以内に行われる。

2.2. 一覧表に記載されている製品のうち、一覧表に記載されている産物を原材料としないものについてどうか。(改訂)

	付属書 I の対応する左欄に記載されている産物を原材料とするもの	付属書 I の対応する左欄に記載されている産物を原材料としないもの
付属書 I に記載されている関連製品	本規則(EUDR)の対象	本規則の対象 <u>ではない</u>
付属書IIに記載されていない <u>その他の製品</u>	本規則の対象 <u>ではない</u>	本規則の対象 <u>ではない</u>

付属書IIに記載されている製品であって、付属書Iの対応する左欄に記載されている産物を含まないか、又は当該産物を原材料としないものは、本規則の適用を受けない。

付属書Iの製品のHSコードの前の「ex」は、付属書に記載されている製品がHSコードに基づいて分類できるすべての製品からの「抜粋」であることを意味する。例えば、コード9401は、木材以外の原材料で作られたシートを含む可能性があるが、本規則の要件の対象となるのは木製のシートのみである。同様に、HS201は「生鮮又は冷蔵された牛属の動物(Bovine animals)の肉」を対象としているが、本規則の付属書Iのex 201は、「生鮮又は冷蔵された牛(cattle)の肉」のみを対象としており、ウシ属(Bos属)及びその亜属であるBos、Bibos、Novibos及びPoephagusの牛を意味するが、野牛(Bison属)又はバッファロー(Syncerus属)の肉は、本規則の対象とはならない。

例えば、「ex 4011 新品のゴム製空気タイヤ」のような関連製品が合成ゴムと天然ゴムの混合物から製造されている場合、事業者(又は中小企業以外の取引業者)は天然ゴム成分についてのみデュー・ディリジェンスを行わなければならない。

2.3. 本規則は、数量や金額にかかわらず適用されるか。

関連産物又は関連製品(加工された製品中のものを含む。)に関して、それを下回ると本規則の適用対象外となるような量又は金額に関する閾値は存在しない。

付属書IIに含まれる関連製品をEU市場に上市するか、同市場において入手可能にするか、又はEU市場から輸出する事業者及び取引業者は、当該製品の量にかかわらず、本規則の義務の対象となる。

2.4. EUで生産される産物についてはどうか。(改訂)

EU域内で生産される産物は、EU域外で生産される産物と同一の要件に従う。本規則は、EU域内で生産若しくは製造されるかEU域内に輸入されるかを問わず、付属書IIに記載される製品に適用される。

例えば、EUにおけるある会社がチョコレート(コード1806、付属書IIに含まれる。)を製造する場合、当該会社は、チョコレートに使用されているココア粉が既にEU市場に上市されており、デュー・ディリジェンスに関する要件を満たしていたとしても(下流の事業者に関する質問3.4及び3.5も参照)、本規則の義務の対象となる下流の事業者とみなされる。

2.5. 本規則は、包装に使用される木材及び紙にどのように適用されるか。(改訂)

例えば、製造業者に包装材(例えばパレット)を販売する生産者(最終製品を保護することを目的とし、最

終製品として消費者に販売することを目的としない。)の場合、付属書Iの「専ら上市される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材料を含まない。」という文言は、以下のよう解されるべきである。

当該包装材のいずれかが、他の製品の包装材としてではなく、それ自体が製品として(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市され、又は輸出される場合、当該包装材は本規則の対象となるため、デュー・ディリジェンスの要件が適用される。

HSコード4415又は別のHSコード(例えばHS 48)に分類される包装材が、他の製品を「補助、保護又は運搬」するために使用される場合、当該包装材は本規則の対象とはならない。

専らEU市場に上市される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材は、該当するHSコードにかかわらず、本規則の付属書Iの意味の範囲内における関連製品ではない。包装材料が運搬される製品に添付されるインボイスに記載されているか否かは関係なく、包装材が輸入又は輸出のシナリオにおいて合同で又は個別に分類されるかどうかは重要である(合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)の解釈に関する一般規則の規則5bを参照されたい。)。規則5b)によれば、中に入れる物品とともに提供される包装材料及び包装容器は、当該物品を包装するために通常使用される種類のものである場合は、当該物品とともに分類される。包装材が、運搬される製品とともに分類されており又は分類される予定である場合には、専らEU市場に上市され若しくはEU市場において入手可能にされ、又はEU市場から輸出される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用されるものとみなすことができる。

欧州委員会が提案している委任法案においては、ユーザーマニュアル、情報リーフレット、カタログ、マーケティング資料や他の製品に添付されるラベルも、この免除の対象とすることが提案されている。ただし、これらの製品それ自体が市場に上市され若しくは市場において入手可能にされ、又は輸出された場合にはこの限りではない。

2.6. 関連する空の包装材が、返却前にそれ自体が(すなわち、独立した包装材として)EU市場に上市されていた場合、小売業者による当該包装材のサプライヤーへの返却は「EU市場において入手可能にする」こととみなされるか。(改訂)

当該包装材(例えばパレット)が、他の製品の包装材としてではなく、それ自体が製品として(すなわち、独立した包装材として)市場に上市され、又は市場において入手可能にされ、又は輸出される限り、当該包装材は、本規則の対象となるため、関連するデュー・ディリジェンス要件が適用される(上記質問参照)。これは、当該包装材がそれ自体で商業目的に使用される限り、適用されるべきである。

もっとも、当該包装材が専らある製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される包装材となった場合、本規則の適用範囲には含まれない。これは、中古の包装材料を他社に販売又はレンタルすることは、EUDRの対象とならないことを意味する。同様に、最初に他の製品を補助、保護又は運搬するために使用された空の包装材料が、例えば閉ざされた交換システムの輪の中で取引される場合(すなわち、パレットが、運搬のために再利用することを目的としてある会社から別の会社へと輸送される場合)も、本規則の適用範囲には含まれない。製品のレンタルに関するさらなる情報については、質問2.14を参照されたい。

他の製品を補助、保護又は運搬するために使用された包装材が修繕され、販売された場合、当該包装材は、修繕に使用された新たな関連製品(例えば、リサイクル品ではない木材部品を使用して修繕され

たパレット)に関してのみEUDRを遵守しなければならない。これは、上記の例においては、パレットに関して新たなDDSを提出する必要があるものの、デュー・ディリジェンス実施の対象となるのは新たな木材部品のみであるということである。

2.7. EU市場における関連する中古製品の取引は、本規則の対象となるか。

そのライフサイクルを終えて廃棄物として処分されるはずであった中古製品(前文40項及び付属書Iを参照)は、本規則の義務の対象外となる。

2.8. 再生紙・板紙は、本規則の対象となるか。

ほとんどの再生紙/板紙製品は、繊維を強化するために、少量のバージンパルプ又は使用済みの再生紙(例えば、ダンボール箱の製造過程で生じ、廃棄された板紙スクラップ)を含む。

付属書IIは、指令2008/98/ECの第3条1号に定義されるように、**ライフサイクルを終えて廃棄物として処理されるはずであった原材料から完全に生産される物品には適用されないと規定している**。したがって、リサイクルされた原材料に対しては、本規則に基づく義務は適用されない。

逆に、ある製品にリサイクルされていない原材料が含まれる場合、当該製品は本規則の要件の対象となり、リサイクルされていない原材料は、地理的位置情報を介して原産地まで遡る必要がある。

また、付属書IIは、一般的に、製造工程における副産物は本規則の対象となることを明確にしている。再利用(廃棄物及びスクラップ)された製品を構成する紙・板紙については、付属書Iの対象外とする(合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)第47章及び第48章参照)。

2.8.1 再生タイヤのケーシング又はカーカスは、本規則の対象となるか。(新規)

欧州委員会が提案している委任法案においては、(通常は再生タイヤに使用される)中古タイヤのケーシング又はカーカスは本規則の対象外とする一方で、再生タイヤはカーカスやケーシングに使用されるトレッド等の新しい天然ゴム部分についてのみ本規則の対象とすることが提案されている。

2.9. CNコード及びHSコードとは何か。また、これらはどのように使用されるべきか。適用されるTARIC措置に関してはどこで追加情報を入手できるか。(改訂)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(通称「HSコード」)に規定される品目分類法は、世界税関機構(WCO)の主導の下に作成された国際的な多目的分類法である。この分類法は、物品を分類するために6桁のコードを割り当て、世界中で適用される。国/地域は、より詳細な分類のために、共通の6桁のHSコードに、さらに数字を追加することができる。

欧州連合の合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)(CNコード)は、欧州共同体におけるニーズに対処するために、世界共通のHSコードをより具体的な物品に細分化した8桁の産物コードである。

CNコードは、欧州連合への輸入又は欧州連合からの輸出のための物品の申告の基礎となるものであり、また、EU域内貿易統計の基礎にもなるものである。本規則の付属書Iの産物及び製品は、そのCNコードにより分類される。本規則の付属書IIに記載されている関連製品は、規則(EEC)第2658/87号の付属書IIに記載されている合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)により分類される。

輸入の際、UCC規則(EU)第952/2013号の第201条に定めるように、物品について自由な流通のための税関の通過手続きを行う場合、CNコードは、EU法のニーズに対処するために作成された10桁のTARICコードにさらに細分化することができる。UCC規則(EU)第952/2013号の第269条で定めるように、輸出手続きのために物品の申告を行う場合、最終分類は8桁のCNコードまでとすることができる。

サプライチェーンのメンバーは、CN基本規則(関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則(EEC)第2658/87号)の付属書IIに基づいて自己の製品を分類し、本規則が当該製品に適用されるか否かを確認する必要がある。HSコードは5年ごとに更新され得る。EUのCN規則は、最新情報を反映するために毎年採択される。

詳細については、[関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する1987年7月23日付理事会規則\(EEC\)第2658/87号](#)を参照されたい。

欧州連合の統一関税制度(TARICデータベース)へのEUDRに関する措置の組み込みに関する詳細情報を含む説明文書(TARICにおいて導入され、適用されているTARICの適用除外を含む。)は、オンラインで入手可能である²。

2.10. 関連製品について、商業活動の過程で市場に上市され、又は市場において入手可能にされることを意味する「供給」はどのような場合に行われるか。会社が関連製品を自社の事業で使用したり、加工したりする場合、どこまでが対象となるのか。(改訂)

サプライチェーンの中でEU市場に関連製品を輸入し、又は国内で上市する者と、サプライチェーンのさらに下流にある者とは区別されなければならない。

ある者がEU域内で製造又は生産された関連製品をEU市場に上市する場合、それにより、当該製品は初めて市場に供給されることになる。供給は、当該製品に関する所有権又は他の財産権の移転に関する二以上の法人又は自然人の合意(書面によるか口頭によるかは問わない。)を前提とする。供給は、当該製品が製造されていること、又は製造を伴わずに上市されている場合は、当該産物が生産されていることを要する(EUDR第2条14号参照)。そのような活動は、関連製品が(a)加工、(b)営利目的か、非営利目的かを問わず消費者に対する頒布、又は(c)事業者自身の事業における使用を目的として上市されているかにかかわらず、EUDRのもとで関連性を有する(EUDR第2条19号参照)。会社は事業者であり、デュー・ディリジェンスを行い、DDSを提出する必要がある。

商業活動の過程で、関連製品が「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置かれ、かつ、私的使用又は私的消費を目的としない場合には、当該製品は、「供給」又は当該製品に関する所有権若しくは同等の権利の移転に関する二以上の法人若しくは自然人の合意(書面によるか口頭によるかは問わない。)の有無にかかわらず、市場への上市を意図したものであるとみなされる。

製品が市場に上市された後、当該製品に関する所有権又は同等の権利の移転について、二以上の法人又は自然人の間で合意がなされた場合(例えば、販売契約又は贈与契約)であって、かつ製造(産物については生産)段階が実行された後であれば、当該製品は頒布、消費又は使用のために市場で「供給」されたことになる。一般的に、EUDRは、サプライチェーンにおいて物流サービスを提供する者について、製品を市場に上市したり輸出したりしない限り、義務を課していない(例えば、船積業者/運送代理店

² <https://circabc.europa.eu/ui/group/0e5f18c2-4b2f-42e9-aed4-dfe50ae1263b/library/eb7a8fc2-ef96-4ceb-a7e4-e7ae51c26867>.

又は税関代理人は、EUDRの意味における「事業者」又は「取引業者」ではない。。

これらの状況は、いくつかの例によって説明できる。

- 1) 自動車会社Bは、自動車の座席に牛の皮革を使用して自動車を製造するために、EUの製革所Tから牛の皮革(関連製品)を購入する。自動車会社Bは、最終消費者に販売することにより、当該自動車(非関連製品)を市場に上市する。自動車会社Bは、市場に供給している自動車が付属書IIにおける関連製品ではないため事業者ではなく、また、牛の皮革を(個別に)市場で供給していないため、取引業者でもない。
- 2) 自動車会社Bは、自動車を製造するために、牛の皮革を輸入する(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置く。)。自動車会社Bは、自社の業務のために皮革を輸入する場合は事業者となる。自動車会社Bは、自由な流通のための税関の通過の前に、デュー・ディリジェンスを行い、DDSを提出しなければならない。
- 3) 農家Dは、EU市場内の粉碎会社から大豆の粗挽き粉(関連製品)を購入し、それをニワトリ(非関連製品)に餌として与え、後にそのニワトリを販売する。農家Dは、ニワトリが付属書IIにおける関連製品ではないため、ニワトリを販売する際は事業者ではない。また、市場で大豆の粗挽き粉を供給していないため、取引業者でもない。ただし、Dは、ニワトリに餌として与えるために大豆の粗挽き粉を輸入した場合(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の手続きの下に置く場合)には、事業者となる(上記シナリオ2参照)。
農家が大豆関連製品を牛(関連製品)に餌として与える場合については、前文39項を参照されたい。
- 4) 印刷会社Pは、紙製造業者Bから紙を購入して様々な製品を印刷し、当該製品はその後出版業者Cに供給される。Pは印刷した紙製品(関連製品)を出版業者Cに販売する際には事業者である。他方、印刷会社Pが印刷した製品を所有することなく印刷サービスのみを提供している場合には、印刷会社Pは印刷した紙製品を自ら提供することはない。つまり、この場合において、PはEUDRのもとでの義務を負わないサービス提供者であることを意味する。

下記の例では、各人は、**その事業において関連製品を加工又は使用**している。当該製品を市場で供給している場合に限り、かかる者は本規則の対象となる。

- 5) 企業Aは、第三国の小売業者Bから木製テーブル及び椅子(関連製品)を購入し、輸入している(すなわち、「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きの下に置いている)。これらの家具は、就業時間中、Aの従業員が使用する。Aは事業者であり、木製テーブル及び椅子を自由な流通のために税関を通過させる前に、デュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出する必要がある。
- 6) 企業Dは、EUの事業者Bから木製テーブル及び椅子(関連製品)を購入している。Bは、これらを第三国から輸入し、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出している。企業Dは、就業時間中、自社従業員のために家具を使用する。これらの家具は供給されていないため、企業DはEUDRの対象とはならない。
- 7) EU域内で設立された農家Fは、自社の大豆(関連製品)を収穫し、大豆を大豆粉(関連製品)に加工して、自社農場においてニワトリの餌として使用している。農家Fは、大豆及び大豆粉を市場で(例えば、別の法人又は自然人に)供給していないため、これらは上市されておらず、農家FはEUDRの対象とはならない。
- 8) EU域内で設立された農家Fは、自社の大豆(関連製品)を収穫し、大豆粉(関連製品)に加工し、EU域内で設立された農家Gに販売している。大豆粉は農家Gに供給されているため、農家Fは大豆粉に関して事業者である。

- 9) EU域内で設立された企業Bは、自社の森林から木を伐採し、丸太(関連製品)から木材チップ(関連製品)に加工している。Bは、自社設備の暖房用燃料として木材チップを使用している。Bは、丸太又は木材チップを市場で供給していないため、上市又は市場において入手可能にするのではなく、BはEUDRの対象とはならない。
- 10) 企業Cは、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出したEUの事業者から木材チップ(関連製品)を購入している。企業Cは、自社施設の暖房用燃料として木材チップを使用している。企業Cは、丸太又は木材チップを市場で供給していないため、上市又は市場において入手可能にすることはなく、企業CはEUDRの対象とはならない。
- 11) 企業Cは、既にデュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出したEUの事業者から木材チップ(関連製品)を購入している。企業Cは、木材チップを使用して電気を製造している。Cは、関連製品を上市又は市場において入手可能にしていないため、EUDRの対象とはならない。

2.11. 同一の自然人又は法人がその商業活動の過程で関連製品を複数回加工した場合に、デュー・ディリジェンスを実施し、DDSを提出する必要があるか。

複数回の社内加工(関連製品Xが関連製品Yに加工され、その後同じ会社により関連製品Zに加工された等)の場合、最後の関連製品(製品Z)の上市に対してのみ義務が発生する。これは、以下の例により示すことができる。

中小企業以外のチョコレート企業Cは、EUの事業者Iからカカオ豆(関連製品)を購入し、それをココア粉(関連製品)に加工し、その後カカオを含有する調理品(関連製品)に加工している。その後、企業Cは企業Dに販売することにより、調理品を上市している。この場合は、調理品に対してのみ義務が適用されるため、企業Cは、上市する前に、デュー・ディリジェンスの遵守を確認し、DDSを提出する必要がある。

企業Cが中小企業であった場合は、事業者が加工製品に含有されたカカオ豆について既にデュー・ディリジェンスを実施していれば、調理品に関してデュー・ディリジェンスを実施する又はDDSを提出する必要はない(EUDR第4条8項参照)。その場合、企業Cは事業者Iから取得したデュー・ディリジェンス参照番号を保持することのみが要求される。

2.12. 竹はEUDRの適用範囲内にあるか。関連産物を含まない又は原料として使用していないが、付属書Iに記載されているその他の製品についてはどうか。

竹だけで作られた製品は、EUDRの適用範囲外である。EUDR第1条1項は、EUDRの解釈上、「関連製品」とは、関連産物、とりわけ「木材」を含むか又は原料として製造されたもののみをいう、と定義している。EUDR第2条2号の定義もまた、EUDRの解釈上、付属書IIに列挙されているHSコードは、どの製品がEUDRによって捕捉されているかを特定するためにのみ適切であることを明確にしている。

FAOの注記に従うと、竹は非木材の森林製品であり、結果として竹は産物としての木材には該当しない。

2.13. 書簡やその他の通信文書の交換はEUDR要件の適用対象となるか。(新規)

欧州連合関税法典の委任規則(EU) 2015/2446 第1条26項及び第141項2項によれば、「通信文書」は税関申告義務の対象外であるため、DDS参照番号の提示の対象外である。同様に、EU域内においては、当該通信文書は市場に上市され又は市場において入手可能にされず、コミュニケーション目的で使われる。通信文書に含まれる関連製品(例えば、封筒に入ったもの)は「通信文書」とみなされないため、該当する場合には税関申告義務の対象となり、DDS参照番号の提示の対象となることに留意されたい。

2.14. 調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品は、EUDRの適用範囲内であるか。(新規)

欧州委員会が提案している委任法案においては、その価値及び数量が僅かである製品サンプルであっても、当該製品サンプルが示す種類の物品の注文を勧誘するためのみに消費又は使用することができるものについては、同じ種類又は品質の製品の注文勧誘以外の目的で消費又は使用しないような表示方法及び数量である場合には、本規則の適用範囲外とするよう提案されている。同様に、情報又は工業上又は商業上の調査を行う目的でその成分、品質又はその他の技術的特性を判断するために調査、分析又は検査が行われる予定の製品については、分析、調査又は検査が行われる予定の製品が当該調査、分析又は検査の過程で完全に消費又は破壊される場合には、本規則の適用範囲外とするよう提案されている。

調査、分析又は検査目的で使用されるサンプル及び製品の供給の例には、以下が含まれる。

- ・ サプライヤーが、受領者による品質及び耐久性の検査を目的として自動車製造業者にタイヤを送付する場合-タイヤは検査の過程で破棄される。
- ・ サプライヤーが、知覚評価を行い、またその品質及び食品の安全性を事業の範囲内で検査する目的で食品製造業者に新しい原料(例えば、カカオ又はコーヒー豆)を少量送付する場合。原料は分析及び検査の過程ですべて消費される。この場合、サプライヤー及び食品製造業者は、契約上の取決めや周囲の状況を踏まえ、当該原料を分析及び検査目的で使用する事が明確に意図されている場合には、EUDRの適用範囲外である。
- ・ コーヒー会社が、その事業で使用及び消費する目的で、新たな生産地域からコーヒー豆の大量注文を行うかどうかを決めるために同地域からコーヒー豆のサンプルを少量輸入する場合。

2.15. 関連製品の貸し出しは、本規則の適用対象であるか。(新規)

関連製品が貸し出された又は同様の契約上の取決めに基づき提供された場合、当該製品は市場に上市された又は市場において入手可能になったとはみなされない。EUDRに基づく供給は、当該製品に関する所有権又はその他の財産権の移転に関する二以上の法人又は自然人間の(書面又は口頭による)合意を前提としている(質問2.10を参照されたい。)。ただし、質問2.10の第3項に定めるとおり、EU市場の自由な流通のために税関を通過したか、又は「輸出」に関する税関手続のもとに置かれた製品(貸し出しの場合を含む。)は、市場に上市されたとはみなされるため、本規則の適用対象となる。

例：中小企業以外のEUの会社であるPが、木製家具(関連製品)に関するデュー・ディリジェンスを実施して当該家具に関するDDSを提出したEUの製造業者Sから、当該家具を購入する。家具は、次の貸し出しのためPに返却されるまでの一定期間にわたる使用を目的として、PによってEU域内で貸し出されている。Pは、家具を貸し出しているだけであり、所有権やその他の財産権を移転しているわけではないため、EUDRの義務の適用対象とならない。

。 。 。 。

3. 義務の対象

3.1. 誰が事業者とみなされるか。(改訂)

本規則の第2条15号において定義されるとおり、事業者とは、関連製品をEU市場に上市する(当該製品

を輸入することを含む。)又は商業活動の過程でEUから輸出する自然人又は法人をいう。

この定義はまた、付属書IIにおける1つの製品(既にデュー・ディリジェンスの対象となっているもの)を付属書IIにおける別の製品に変換する場合において、当該変換がHSコードの変更に対応しているときに、かかる変換を行う会社も対象としている(質問3.1.1を参照されたい。)。例えば、EUを拠点とする会社Aがカカオ脂(付属書IIに含まれるHSコード1804)を輸入し、同じくEUを拠点とする会社Bが、そのカカオ脂をチョコレート(付属書IIに含まれるHSコード1806)の製造に使用し、それをEU市場に上市する場合、会社Aと会社Bは、本規制の下における事業者とみなされる。

会社Aは「上流の事業者」とみなされる一方で、会社Bは「下流の事業者」となる。

付属書IIに記載される製品であって、サプライチェーンの前段階においてデュー・ディリジェンスの対象とされていないものをEU市場に上市する事業者(例えば、カカオを調達する輸入業者)は、その規模にかかわらず、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する義務を負う。

3.1.1. HSコードの変更は、事業者又は取引業者としての会社の指定にどの程度影響を及ぼすか。(新規)

既に市場に上市された製品の品目コード(HS、CN又はTARIC)の変更によって、市場に派生製品を上市している会社は、当該変更が付属書IIに掲げる数字に影響する場合にのみ、事業者となる。例えば、EUに拠点を置く会社Aは、付属書IIに記載されるとおり、HSコード0901に該当する未焙煎コーヒー(HSコード0901 11)を輸入する。同じくEUに拠点を置く会社Bは、その後、コーヒー豆(HSコード0901 21)を焙煎し、これは引き続き付属書IIにおけるHSコード0901のままとなる。この例では、会社Aは本規則の下における事業者とみなされる一方で、会社Bは取引業者として分類される。これは、焙煎コーヒーのHSコードが未焙煎のコーヒー豆のHSコードの最初の4桁と同じ数字から始まるためであり、EUDRの付属書IIにはこれらの最初の4桁の数字のみが記載されているためである。HS 47、48及び49の場合、HSコードの最初の2桁に同じ原則が適用される。

3.2. 「商業活動の過程で」とは何を意味するのか。

商業活動とは、事業に関連する場合において行われる活動と理解される。

本規則における「事業者」(第2条15号)の定義と「商業活動の過程で」(第2条19号)の定義を組み合わせると、関連製品を(形態転換の有無を問わず)販売のために又は無料サンプルとして、加工の目的で、又は営利目的か、非営利目的かを問わず消費者に対する頒布のために、又はその商業活動における使用のために、EU市場に上市する者は、デュー・ディリジェンス要件の対象となり、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出しなければならない。

3.3. 「生産国の関連法規」とは何を意味するのか。(改訂)

関連する産物及び製品は、本規則第3条の3つの要件、すなわち、(1)森林減少フリーであること(第3条(a))、(2)生産国の関連法規を遵守していること(第3条(b))、及び(3)デュー・ディリジェンス・ステートメントの対象となっていること(第3条(c))を遵守する場合に限り、EU市場に上市することができる。

「関連法規」には、国内法(関連する二次法を含む。)及び国内法において適用される国際法を含む場合がある。「生産国」とは、関連産物が生産された国をいう(EUDR第2条24号参照)。「生産された」とは、関連する土地区画で栽培され、収穫され、取得したか若しくは当該土地区画で(牛に関しては、施設で)飼育されたことをいう(EUDR第2条14号参照)。よって、製造過程のさらに先の段階が行われるその他の国の法規は、合法性要件に関連しない(例えば、A国(生産国)で収穫された大豆がC国でEU市場に上市さ

れる前にB国で大豆粗挽き粉に製造される場合)。本規則は、特定の法律を明記することなく法分野の一覧表を掲げているが、これは、法律が国によって異なり、また修正の対象となることがあるためである。定義によれば、第2条40号(a)から(h)までに列挙された法規は、生産区域の法的な状況に関するものと解釈されなければならない。さらに、法規の異なる分野については、第1条1項(a)及び(b)に定める意味及び目的が考慮されるべきである。したがって、特に、森林保護、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保護に関する法規である場合には、関連性がある。

本規則第9条1項(h)及び第10条に基づくリスク評価のために、関連文書が必要とされる。そのような文書には、例えば、公的機関からの公的文書、契約書、裁判所の決定、影響評価、及び実施された可能性のある監査が含まれる。いずれの場合においても、事業者は、生産国における腐敗行為のリスクを考慮して、これらの文書が検証可能で信頼できるものであることを立証しなければならない。

詳細情報は、委員会通知ガイダンス文書(C/2024/6789)において参照できる。

3.4. 下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、どのような義務を負っているのか。(改訂)

下流の事業者とは、付属書IIに記載されている関連製品を上市し又は輸出する者であって、その成分や原料(のすべて)が過去にEUDRに基づきデュー・ディリジェンスの対象となっており、デュー・ディリジェンス・ステートメント提出の対象となっていた者をいう。例えば、既にEUDRの義務の対象となっていた木材から製造された木製家具を販売する家具製造業者は、下流の事業者とみなされる。中小企業であるか否かによって義務が異なる(下流の中小企業の事業者の義務については、質問3.5を参照されたい。)

中小企業以外の取引業者は、関連製品をEU市場において入手可能にする大企業である。例えば、既に別の会社によってEU市場に上市されたチョコレートを消費者に販売する大型スーパーマーケットチェーンは、本規則のもとでは中小企業以外の取引業者となり、下流の中小企業以外の事業者と同じルールの対象となる。EUDR第5条1項及び質問3.8を参照されたい。EUDR第4条9項に基づき、情報システムにおいてデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する場合、下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、既にデュー・ディリジェンスの対象となっている自己の関連製品の一部に関する参照番号を含めることにより、サプライチェーン上で先に実施されたデュー・ディリジェンスに言及することができる。

主な義務:

下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、以下の義務を負う。

1. EUDR第4条9項に基づきサプライチェーンの上流でデュー・ディリジェンスが実施されたことを**確認する**。このため、これらの事業者及び取引業者は、情報システム内の情報を精査することができる(詳細は下記を参照されたい。)
2. **デュー・ディリジェンス・ステートメント(DDS)を提出し**、その直接のサプライヤーから受領した関連する参照番号及び確認番号³を含めることにより、過去のDDSを参照する。

EUDR第12条に従い、下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、デュー・ディリジェンスが上流において実施されたことを確認するために、デュー・ディリジェンス・システムを構築し最

³ 実施規則(EU) 2024/3084第3条(f)で定義される「確認番号」とは、デュー・ディリジェンス・ステートメントに含まれるデータのさらなる安全性を確保するために、情報システムのユーザーによって提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメントに対して情報システムから付与されるセキュリティ番号をいう。

新の状態にしておかなければならない。

デュー・ディリジェンスが実施されたことの確認

下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、上流で提出されたDDS参照番号及び確認番号を収集し、参照番号の有効性を確認することにより、上流においてデュー・ディリジェンスが実施されたことを確認する。下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、その後、その直接のサプライヤーから受領した過去のDDSすべてを参照して、自己のDDSを提出する(注：EUDR第33条で言及される情報システムは、新たなDDSを提出する際、一度に最大2,000個のDDS参照番号の有効性を自動的に確認する。したがって、この義務は、管理上の追加負担を伴うものではない。)

考えられる追加措置

EUDR第4条10項に基づき、中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者が本規則に違反した場合に法的責任を負うことを前提とすれば、中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、そのサプライチェーンのリスク及び特殊性に基づき、デュー・ディリジェンスが実施されたことを確認する際に追加措置を講じることを選択することができる。

例えば、中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、EU市場に上市し若しくはEU市場において入手可能にしようとする又は輸出しようとする製品について提供される情報の完全性及び妥当性を検証するために、提出された一連のDDSの他、申告製品の生産国、数量及びHSコード、そして入手可能な場合には地理的位置情報や学名に関して、過去のDDSにおいて提供された情報を確認することができる。デュー・ディリジェンスが適切に実施されたことを確認するというのは、上流のサプライヤーが提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントを一つ一つ体系的に確認しなければならないというわけではない。

下流の中小企業以外の事業者又は中小企業以外の取引業者は、情報システムに含まれるもの以外の情報の収集と分析を希望する場合もある。例えば、下流の中小企業以外の事業者又は中小企業以外の取引業者は、EUDR第29条2項で言及される国又はその地域のリストを利用し、上流の中小企業以外のサプライヤーからのEUDR第12条3項に基づく一般に入手可能な報告書を参照し、EUDR第11条2項(b)に基づき実施された監査の結果を参照し、又はそのサプライヤーに任意に追加情報を請求する場合がある。このようにして、下流の中小企業以外の事業者又は中小企業以外の取引業者は、デュー・ディリジェンスが適切かつ定期的実施されることを確保するために、自己の直接のサプライヤーが中小企業以外であるか又は上流の事業者である場合に、関連製品の不適合のリスクを低減し、効果的に管理するための適切かつ適当な方針、統制及び手続を含め、運用可能で最新のデュー・ディリジェンス・システムを整備していることを検証することができる。

中小企業による直接的又は間接的な供給

中小企業である取引業者及び下流の中小企業である事業者は、デュー・ディリジェンスの実施に関連する情報を収集する義務を負っていないため、EUDR第4条7項に基づく参照番号及び確認番号以外の情報を自己の顧客に伝達する法的義務を負わない。これは、結果的に、中小企業から直接的又は間接的に供給を受ける中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者によって収集、分析及び伝達されるべき入手可能な情報を限定することになる。

情報を伝達し、デュー・ディリジェンスが実施されたことを確認する際に事業者及び取引業者が講じた措置は、管轄当局がそのリスク分析において考慮すべきである。

下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者が、製品が不適合であるか又は無視で

きない不適合リスクがあると判断した場合、当該事業者及び取引業者は、当該製品を市場に上市し若しくは市場において入手可能にすること又は輸出することを差し控えなければならない。下流の事業者又は取引業者が、不適合を指摘する情報を入手したか又はそのような情報を認識した場合、当該事業者又は取引業者は、EUDR第4条5項及び第5条5項に従い、直ちに管轄当局に通知しなければならない。

情報収集義務がないこと

デュー・ディリジェンスが実施されていることを確認する義務のみを負う下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、EUDR第9条により要求される情報収集義務は負わない。DDSには、デュー・ディリジェンスが実施されたという宣言も含まれており、このことは、EUDR第9条により要求される情報が上流の事業者によって収集されていることを示唆する(付属書IIの第5項を参照)。

まだデュー・ディリジェンスの対象となっていない製品の一部

中小企業以外の事業者は、デュー・ディリジェンスの対象となっていない関連製品の一部については、デュー・ディリジェンスを十分に実施し、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出しなければならない。

3.5. サプライチェーンのさらに下流の中小企業の事業者は、どのような義務を負っているのか。(改訂)

サプライチェーンのさらに下流の事業者は、付属書IIに記載されている製品(既にデュー・ディリジェンスの対象となっているもの)を付属書IIに記載されている別の製品に変換するか、又は付属書IIに記載されている製品(既にデュー・ディリジェンスの対象となっているもの)を輸出する者である。

サプライチェーンのさらに下流の中小企業の事業者は、本規則に違反した場合に法的責任を負う。当該事業者は、製品に関連するデュー・ディリジェンス・ステートメントの参照番号及び確認番号を取得し、要請があった場合には管轄当局が入手できるようにするとともに、当該事業者から当該製品を供給する事業者及び取引業者も当該番号を入手できるようにしなければならない。さらに、当該事業者は、不適合リスクを見つけた場合には直ちに管轄当局に通知し、確認を進めるために必要なすべての支援を行わなければならない(EUDR第4条4項(a)、同5項から8項)。ただし、当該事業者の製品のうちデュー・ディリジェンスの対象となった分については、a)既にデュー・ディリジェンスの対象となった分についてデュー・ディリジェンスを行うこと、b)情報システムにおいてデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出すること(EUDR第4条8項)のいずれを行う義務も負わない。もっとも、管轄当局の要請があった場合には、サプライチェーンの前段階において得られたデュー・ディリジェンスの参照番号を提供し、再輸入又は輸出の場合には、自由な流通のための税関の通過のための税関申告又は輸出のための税関申告において、当該番号を提供しなければならない(EUDR第26条4項)。

中小企業の事業者は、デュー・ディリジェンスの対象となっていない関連製品の一部については、デュー・ディリジェンスを十分に実施し、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出しなければならない。

3.6. サプライチェーンのさらに下流の事業者及び中小企業以外の取引業者は、情報システムにおいて、上流の事業者によって情報システムに提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメント内の地理的位置情報にアクセスできるか。(改訂)

上流の事業者は、情報システムに提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメントに含まれる地理的位置情報に、下流の事業者及び中小企業以外の取引業者が、情報システム内で参照されたデュー・ディリジェンス・ステートメントを介してアクセス及び閲覧できるようにするかを決定することができる。下流の事業者及び取引業者が地理的位置情報を閲覧できない場合であっても、当該情報は上流におけるデュー・ディリジェンス・ステートメントを参照することにより、当該下流の事業者及び取引業者のデュー・ディリジェンス・ステートメント(付属書IIの第3項で求められる)に含まれる。地理的位置情報の閲覧可能性

に関する詳細については、質問7.7を参照されたい。

**3.7. EU域外に拠点を置く事業者が、関連製品又は産物をEU市場に上市した場合、どうなるか。EU域外に拠点を置く事業者は、どのような場合に情報システムにアクセスすることができるか。
(改訂)**

EU域外に設立された自然人又は法人が関連製品を上市する場合、EUDR第7条に従って、EU域内で設立され、当該製品を市場において入手可能にする最初の者は、本規則の意味の範囲内における事業者とみなされる。

これは、この場合、本規則の意味において2種類の事業者、すなわち、EU域外で設立された事業者と、EU域内で設立された事業者が存在することを意味する。

EU域内で設立され、EUDR第7条に基づき事業者とみなされる最初の者は、「上流の事業者」の義務の適用対象となる(詳細については質問3.1を参照されたい。)。EUDR第4条8項及び第4条9項は、EU域内で設立された最初の者には適用されない。EUDR第7条の目的は、前文30項に定めるとおり、EU域内におけるすべてのサプライチェーンにおいて、EU域内で設立された事業者が存在するようにするとともに、その者にEUDRに基づく義務の不履行の責任を負わせることを可能にする点にある。

例:

EUに拠点を置かない会社Aが、関連製品であるカカオ豆を輸入し、自由な流通のために税関を通過させる。会社Aはカカオ豆をEUに拠点を置く会社Bに供給する。

会社AはEUに拠点を置かない事業者であり、デュー・ディリジェンスを実施して情報システムにDDSを提出しなければならない。EUDR第7条により、EUに拠点を置く会社Bも事業者であり、同様にデュー・ディリジェンスを実施してDDSを提出する義務を負う。

EUに拠点を置かない事業者は、EU加盟国又は北アイルランド(XI)に関しては英国が発行した有効なEORI番号を有している場合に限り、情報システムにアクセスすることができる。これは、当該事業者が、この場合に限り、税関申告書を提出する前にデュー・ディリジェンスを実施した上でデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要があるためである。本規則第2条22号に従い、認定代理人は連合域内において定められなければならないため、当該事業者は認定代理人としてではなく、事業者としての役割においてシステムにアクセスすることができる。

3.8. 中小企業以外の取引業者とは、どのような企業であり、どのような義務を負っているのか。

中小企業以外の取引業者とは、本規則第2条30号に基づく中小企業以外の取引業者をいう。本規定は、指令2013/34/EU第3条に規定されている定義を参照している。

これには、基本的に、事業者ではない大企業であって、付属書IIに含まれる製品をEU市場で商品化するもの(例えば大手スーパーマーケットや小売チェーン)が含まれる。

本規則第5条1項により、中小企業以外の取引業者の義務は、下流の大規模事業者の義務と同一である。すなわち、大規模取引業者は、a)デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要があり、b)その際、サプライチェーン上で先に実施されたデュー・ディリジェンスに依拠することができるが、かかる場合には、第4条9項の規定に従うこととされ、c)実施されたデュー・ディリジェンス又は上流の事業者が提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントを含め、本規則の違反があった場合には責任を負う。

3.9. 中小企業以外の組織であって、消費者(小売業者)に販売を行う者は、取引業者として分類されるか。

小売業者は、特定の状況に応じて、本規則に基づく「事業者」(「商業活動の過程で、関連製品をEU市場に上市し若しくは輸出する自然人若しくは法人」として適格である場合)又は「取引業者」(「商業活動の過程で、関連製品を市場において入手可能にする、事業者以外のサプライチェーン上の者」として適格である場合)のいずれかとして分類することができる。

3.10. EUDRの下における中小企業とは何か。(改訂)

EUDR第2条30号によれば、「中小企業」又は「SME」とは、指令2013/34/EUの第3条に定義する零細、小規模及び中規模の企業をいう。指令2013/34/EUの第3条5項及び同6項に定める小規模、中規模及び大規模集団の基準は、EUDRの下における中小企業の定義とは関連しない。

欧州委員会委任指令(EU)2023/2775により改正された会計指令2013/34/EUによると、**中規模企業**は、「零細企業又は小規模企業ではなく、その貸借対照表の日付において、(a)貸借対照表合計額25,000,000ユーロ、(b)純売上高50,000,000ユーロ、(c)会計年度中の平均従業員数250人、の3つの基準のうち、少なくとも2つの基準を超えない企業でなければならない」。

指令2013/34/EUにおける中小企業の規模は、国内法に置き換えられた後に初めてEU加盟国に適用される。したがって、本規則の目的上、欧州委員会委任指令(EU)2023/2775により改正された規模の基準は、企業が設立された加盟国における当該置き換えの後にのみ、欧州連合域内において設立された企業に適用される。

ただし、本規則第38条3項及び2026年6月30日までの本規則の適用開始に関しては、事業者が2020年12月31日までに零細企業又は小規模企業として設立されたかによって決定される。これは、指令2013/34/EUを実施するEU加盟国の国内法と、2020年12月31日まで有効であった当該国内法における規模に関する閾値に依拠する。

3.10.1 当社はDDSの提出を免除されている中小企業であるが、当社の供給先である中小企業以外の企業は、当社に対してDDSの提出を求めることができるか。(新規)

中小企業である取引業者又は中小企業である下流の事業者は、DDSを提出し、又は上流においてデュー・ディリジェンスが実施されたことを確認する法的義務を負わない。中小企業である下流の事業者は、EUDR第4条8項の免除の適用を受けることができる一方、中小企業である取引業者は、事業者が負う義務を負わない(EUDR第5条参照)。

したがって、中小企業以外の下流の企業は、EUDRの規定に依拠して、上記の中小企業に対してDDSの提出を求めることはできない。

ある会社がDDSを提出することを選択した場合、これによって、デュー・ディリジェンスが実施されたこと、及びEUDR第4条2項に基づくリスクが認められなかったこと又は無視できる程度のリスクしか認められなかったことが確認されることに留意されたい(付属書IIの第5項も参照)。

3.11. 本規則に違反した場合、誰が責任を負うか。(改訂)

すべての事業者は、EU市場に上市し、又は輸出した関連製品の適合につき責任を負う。また、本規則

は、事業者(又はEUDR第5条1項に基づく中小企業以外の取引業者)に対し、サプライチェーンに沿って必要なすべての情報を伝達することを義務付けている(EUDR第4条7項)。これは、中小企業である下流の事業者が、製品に関連してデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号を取得し、要請があった場合には管轄当局が当該番号を入手できるようにしなければならないことを意味する。事業者は、不適合の場合、当該製品を市場に上市し又は輸出することを差し控えなければならない、また、不適合リスクを認めた場合には直ちに管轄当局に通知しなければならない(EUDR第4条4項(a)号、同5項、同8項)。

中小企業以外の取引業者も、EU市場において入手可能にする関連製品に対する責任を負う。

3.12. 立木や収穫権の場合、事業者は誰であるか。(改訂)

立木自体は、本規則の対象には含まれない。契約上の詳細な合意に応じて、伐採時の「事業者」は、誰が関連製品をEU市場に上市するか、あるいはEUから輸出するかによって、森林所有者か、又は関連製品を収穫する権利を有する企業のいずれかとなる。ある者が森林の伐採を行う権限を契約相手方に付与する契約を締結した場合、当該伐採を行う契約当事者が、単なる樹木伐採行為によって直接かつ自動的に伐採された丸太の所有者になる場合には、かかる当事者は事業者とみなされる。これは、適用される国内法又は契約が、自然人又は法人が、伐採後にその所有権を契約相手方に譲渡することを定めている場合は該当しない(参考として、2024年11月21日付判決C-370/23を類推により参照)。

3.13. 本規則は、企業集団にどのように適用されるか。(改訂)

デュー・ディリジェンスの義務は、企業集団の構成員であるか否かにかかわらず、EUDR第2条20号に従って「者」に適用される。

ある企業集団に属する子会社は、他の法人と同様に、自らが中小企業であるか否かを判断するために、指令2013/34/EUを参照しなければならない(質問3.10を参照)。企業集団全体ではなく各法人としての貸借対照表、純売上高及び従業員数が判断基準となる。

このため、各法人は、情報システムにおいてその経済事業者のために別個のアカウントを作成しなければならない。情報システムは、事業者又は取引業者の一つのアカウントで複数の会社を代表することや、複数のユーザー会社からなる企業集団のために一つの経済事業者用のアカウントを作成することは認めない。

ただし、EUDR第6条に基づき、事業者及び取引業者は、認定代理人に対してデュー・ディリジェンス・ステートメントの提出及び管理を委任することは可能である。よって、企業集団は、その構成企業のうちの一つの会社に、認定代理人として集団のすべての会社を代表してデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出するよう委任することが可能である。認定代理人は、自らが代表するすべての会社のためにDDSを提出し管理することを目的として一つのアカウントを利用できる。認定代理人は、EUDR第2条22号に基づきEU域内で設立されなければならない。各事業者及び取引業者は、本規則の遵守に関する法的責任を引き続き負うことに留意されたい。

情報システムにおける登録の詳細については、EUDRユーザーガイドを参照されたい⁴。

3.14. ある会社が自己の商業活動に関連する関連製品を提供するために別の会社と契約する場合、事業者又は取引業者はどれになるか。例えば、主要な事業以外に設立された敷地内のカフェテリア、小さな店舗又はスタンドなどである。(新規)

⁴ ユーザーマニュアルはhttps://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/information-system-deforestation-regulation_en#training-and-user-manualsから入手可能。

契約上の合意の詳細次第ではあるが、カフェテリア、小さな店舗、スタンド等において使用する(EU市場において関連製品を入手可能にする)ために関連製品を供給する責任を負う会社が、当該製品の適合について責任を負う。会社の義務は、中小企業以外の取引業者であるか(質問3.8)又は中小企業である取引業者であるか(質問3.5)によって異なる。

例:

- 1) 契約者Cは中小企業であり、スーパーマーケットBとの契約上の合意に基づき、(EUの製造業者から)チョコレート(HS 1806)を購入し、これをスーパーマーケットBの店舗で顧客に供給する義務を負う。この場合、契約者Cは、EUDR第5条2項から同6項に基づく義務のみを負う中小企業である取引業者であり、デュー・ディリジェンスに関する要件の適用を免除され、チョコレートに関してEUDR適合に関する責任を負わない。
- 2) 契約者Aは、中小企業以外のEUのスーパーマーケットBに代わり敷地内のレストランを営業している。契約者Aは中小企業以外であり、スーパーマーケットBとの契約上の合意に基づき、チョコレート(HS 1806)を購入しスーパーマーケットBの施設におけるレストランでこれを供給する義務を負う。契約者AはチョコレートをEUの製造業者から購入するため、この場合において契約者Aは中小企業以外の取引業者であり、カフェテリアで入手可能にしているチョコレートの適合について責任を負う。契約者Aは、デュー・ディリジェンスが上流において実施されたことを確認しなければならない、自らが販売するチョコレートに関してDDSを提出しなければならない。契約者Aは、EUDR第4条9項に基づき、上流のDDS番号を参照することができる。スーパーマーケットBはチョコレートのEUDR適合について責任を負わない。
- 3) 契約者Dは中小企業ではなく、スーパーマーケットBの店舗において菓子スタンドを営業している。菓子にはチョコレート(HS 1806)が含まれる。契約上の合意に基づき、スーパーマーケットBは第三国の製造業者からチョコレートバーを購入し、契約者Dは、チョコレートバーを所有することなくスーパーマーケットBに代わってチョコレートバーを販売しているだけである。よって、この場合、スーパーマーケットBはチョコレートバーについてデュー・ディリジェンスを実施し、チョコレートバーの各バッチについてDDSを提出する義務を負う事業者である。契約者Dは、チョコレートバーのEUDR適合について責任を負わない。

EUDR義務の履行は、供給される製品が本規則の適用対象である場合にのみ要求される(質問5.13)。適用対象外の製品は、当該製品に適用範囲内の産物から派生した成分や要素が含まれていたとしても、本規則の要件の適用対象外となる(質問2.1)。契約者が供給する可能性のある適用対象外の製品の例としては、ソーセージや類似の牛肉調製品(HS 1601)、又はコーヒー飲料等のコーヒーベースの調製品(HS 2101)がある。

3.15. EUDR第6条の下における「認定代理人」及び規則(EU) 952/2013 (UCC)第18条の下における「税関代理人」の役割はどのように区別されるか。(新規)

二者の役割は別個のものである。

- EUDR第6条の下における「認定代理人」は、事業者により情報システムにDDSを提出する役割を課せられている。よって、この役割は、EUDR第4条に基づく義務のみに関連するものである。
- UCC第18条の下における「税関代理人」は、別の者に代わり税関申告書を提出する役割を課せられている。よって、この役割は、UCCに基づく税関申告義務のみに関連するものである。

ある会社が「認定代理人」及び「税関代理人」としてのサービスの両方を提供することがあるが、これらの役割には二つの明確かつ異なる委任が必要であり、各規定に基づく二つの別個の義務を示唆するものである。

いずれにせよ、(EUDR第6条の下における「認定代理人」としても指定されているか否かにかかわらず)、

税関代理人は、関連製品を市場に上市せず、輸出するわけでもないため、EUDRの下における「事業者」ではない。

。 。 。 。

4. 定義

これらの定義は、EUと貿易関係のある第三国の企業及びステークホルダー並びにEUの管轄当局に対する義務の基礎となっている。

4.1. 「世界的な森林減少」とは何を意味するか。

「世界的な森林減少」とは、EU域内、域外を問わず世界中で発生している、本規則第2条に定められた定義(すなわち、人工的に引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業利用への転用)における森林減少を意味する。

森林減少及び森林劣化は、気候変動及び生物多様性の喪失という現代の2つの主要な地球環境危機の主要要因の一つである。

世界的な森林減少及び森林劣化の主な原因は、大豆、牛肉、パーム油、木材、カカオ、ゴム、コーヒー等の産物の生産のために行われる農地の拡大である。EUは、主要な経済圏として、また、これらの産物の消費者として、世界的な森林減少と森林劣化に関与している。したがって、EUにはこれらの終結に貢献する責任がある。

本規則は「森林減少フリー」の産物/製品の生産及び消費を促進し、世界的な森林減少及び森林劣化に対してEUが与える影響を低減することで、EUに起因する温室効果ガス排出量及び生物多様性喪失を減少させることが期待されている。

4.2. 「土地区画」とは何を意味するか。(改訂)

本規則における地理的位置の対象である「土地区画」は、第2条27号によって、「生産国の法律で認められた単一の不動産内の土地であって、その土地で生産された関連産物に関する森林減少及び森林劣化のリスクの総合的な水準を評価できる程度に均質な条件を備えているもの」と定義されている。本規則の目的上、重要な要素は、EU市場に上市させることを意図した産物の生産に使用される土地区画を特定することである。つまり、一部の区画が本規則の対象となる産物の生産に使用されていない場合、又はEU市場に上市させることを意図していない場合は、単一の所有者が所有する土地区画をすべて列挙する必要はない。

ある所有者が複数の土地区画を所有しており、関連製品をこれらすべての区画から上市する場合、関連するすべての区画を一つのDDSで申告することが可能である(質問1.14も参照)。

4.3. 木材はどのような基準を遵守する必要があるか。

本規則第2条13号(b)における「森林減少フリー」の定義の文言(…木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品の場合…)において、木材を製品の範囲から切り分け、「特別なケース」との印象を与えており、本規則第3条(a)の「森林減少フリー」基準が木材に適用されるかについて疑問を生じさせている。木材は、森林減少及び森林劣化の両方の基準を満たす必要があるのか、それとも森林劣化の基準のみを満たせばよいのか。

本規則の要件を満たすためには、木材は、a) 2020年12月31日より後に森林減少の対象となっていない土地から伐採され、かつb) 2020年12月31日より後に森林劣化を誘発することなく伐採されたものである必要がある。

4.4. 適合的な伐採の水準とは何か。

2022年に木材事業者が森林被覆率100%の森林の20%を伐採し、土地を自然再生させた場合、伐採された木材は本規則に適合するか。30年後、森林が再生された後に、同じことを行った場合、本規則の遵守に関して同じ結論になるか。

本規則において、「森林劣化」とは、原生林又は自然再生林をプランテーション林又はその他の樹木地に転換すること及び原生林を人工林に転換することによる森林被覆の構造的変化をいう(第2条7号)。

この定義は、国連食糧農業機関(FAO)が定義するすべての森林の種類を網羅している。したがって、本規則における森林劣化とは、特定の種類の森林を他の種類の森林又はその他の樹木地に転換することを指す。

木材の伐採は、森林劣化の定義に該当する転換と結びつかない限り、認められる。

4.5. 木材を含む、又は木材を使用して製造された関連製品において、「森林減少フリー」の定義における「森林劣化を誘発しない」という表現は、どのように解釈すべきか。

「森林減少フリー」の定義における「森林劣化」という要素は、木材が「2020年12月31日より後に、森林劣化を誘発することなく森林から収穫された」ものであることを要求している(EUDR第2条13号(b))。「森林劣化を誘発する」との表現は、木材の伐採と森林劣化の間に因果関係があることを表している。

このことは、森林が気候変動、病害の発生、火災等、他のプロセスによって影響を受ける可能性があるという事実を反映している。このような潜在的な森林劣化の形態は、本規則の適用範囲外である。すなわち、EUDRは木材の伐採に関連する林業活動とそれに続く森林再生によって引き起こされる森林劣化を対象としている。

関連製品が、伐採活動によって森林劣化を誘発した地域から調達された場合、関連製品は本規則に適合しない。事業者は、伐採が森林の劣化を誘発するリスクがあるかどうかを評価するために、主に生産国の森林管理に関する法令や森林管理計画、さらには森林再生計画や伐採後の活動計画、復元及び保全計画、その他の計画、管理手順等、伐採日時時点で入手可能なすべてのデータや情報を考慮することができる。

森林の劣化状態が長期間にわたって継続する場合、2020年12月31日より後に木材伐採が森林劣化を誘発した土地区画で行われる将来の伐採は、「森林減少フリー」とはならず、関連製品は、EU市場に上市できなくなる。これに対して、将来、森林が再生し、その状態が初めから森林劣化の定義に該当しない森林の種類に変化した場合、その土地区画での新たな伐採活動から得られた木材は、「森林減少フリー」とみなされる可能性がある。

4.6. 木材製品について森林劣化がないかどうかをどのように評価すべきか、また、関連する期間をどのように検討すべきか。(改訂)

本規則において、「森林劣化」とは、原生林又は自然再生林をプランテーション林又はその他の樹木地に転換すること及び原生林を人工林に転換することによる森林被覆の構造的変化をいう(第2条7号)。

「森林劣化」とは、 以下の転換の形態をとる、森林被覆の構造的変化を意味する。				
1) 原生林 から			2) 自然再生林 から	
a) 人工林	b) プランテーション林	c) その他の樹木地	a) プランテーション林	b) その他の樹木地

「森林減少フリー」の定義における森林劣化の要素を満たすには、事業者は2020年12月31日以前の森林の種類が原生林であるか、自然再生林であるか（「森林劣化」の定義が適用される2種類の森林）を特定した上で、木材伐採に関連する林業活動、及び伐採後の計画された活動が「森林劣化」に相当する別の森林の種類への転換を引き起こす（誘発する）可能性があるか、あるいは引き起こしたかを評価する必要がある。

生産国の関連する森林管理に関する法令（持続可能な森林管理計画や持続可能な伐採に関する法的枠組みを含む）や、伐採前の森林の状態、伐採体制とその影響、再生措置、その他の計画された森林保護及び復元措置に関する情報及びデータ、並びに本規則第10条に詳細に記載されたリスク評価基準に関連するその他の情報についても考慮に入れることが重要である。これには、森林再生義務及び条件の概要を記載した森林当局が発行する公的文書、当事者間の契約上の合意、又はその他土地所有者若しくは代表者から取得した関連情報が含まれ得る。

伐採活動が森林の劣化*を招く可能性を示す証拠がある場合、そのリスクがない又は無視できる程度まで低減されない限り、木材製品をEU市場に上市したり、EU市場において入手可能にしたり、あるいはEU市場から輸出したりすることはできない。

伐採の時点で、その土地区画の最終目的（森林再生又は転換）が不明である場合、これらの伐採活動が森林の劣化を招くリスクがある。したがって、このリスクがない又は無視できる程度まで低減されない限り、これらの木材製品をEU市場に上市することや、EU市場において入手可能にすること、あるいはEU市場から輸出することはできない。

*伐採活動が森林劣化を誘発する兆候の例として、以下が挙げられる：

- 管理計画（又はその他の入手可能な情報）が、提案された伐採及び再生活動では、本規則の定義における森林劣化を防止するには不十分であることを示唆している場合。
- 実施された伐採活動が、森林の持続可能な管理計画で提案された内容や、国の法的枠組みによって許可された内容と異なる場合。
- 伐採後の植林及び森林管理計画が、規則の定義における「人工林」又は「プランテーション林」の基準を満たしているように見える場合。
- 計画された再生措置（すなわち、植栽又は播種）又はそのような計画された措置がない場合。

4.7. 2020年12月31日より後に、伐採活動によって誘発されない構造的変化を受けた森林から伐採された木材製品は、森林劣化がないものとすることができるか。

できる。2020年より後の森林劣化が、伐採作業や森林減少活動とは無関係な気候変動、伝染病の発生、火災等の他のプロセスによって引き起こされる場合、伐採作業自体が森林劣化を誘発しないのであれば、それらの土地における伐採活動の産物は依然として森林減少フリーとみなされる可能性がある。

そのような場合、2つの期間における森林の状態の変化が木材の伐採とは無関係であることを示す十分

なデータと証拠を揃えることが重要となる。

さらに、伐採の目的が森林保護である場合、例えば、嵐や火災の後に傷んだ木材を伐採する場合、又は害虫や病気の蔓延を防ぐために感染した樹木を伐採する場合、伐採が「森林劣化を誘発した」と解釈すべきではない。そのような場合、樹木の伐採の実際の目的を証明する十分なデータと証拠を揃えることが重要となる。

- 4.8. 木材伐採作業が「森林劣化」を誘発しているという証拠は、木材製品がEU市場に上市された(又は入手可能にされた、又はそこから輸出された)後、しばらくの間は明らかにならない場合がある。デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出後に発生した出来事について、事業者は責任を負う可能性があるか。

関連する木材製品は森林減少フリーとみなされるか。

関連製品が、デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出前に、伐採活動が森林劣化を誘発した地域から供給された場合、当該製品は本規則に適合しない。

デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出にあたり、事業者は、デュー・ディリジェンス・プロセス及び関連製品の第3条(a)及び(b)への適合について責任を負う。このプロセスにおいて、事業者は、第10条に規定されたリスク要素を含め、すべての関連情報及びデータを考慮に入れるべきである。

例えば、土地区画の伐採後の計画を含む、関連情報や特定の基準が見落とされたために、デュー・ディリジェンスのリスク評価の部分が適切に行われていない場合、デュー・ディリジェンスの義務に違反する可能性がある。

デュー・ディリジェンスが適切に行われていないことが判明した場合、下流の事業者又は取引業者は、関連製品について既存のデュー・ディリジェンス・ステートメントに依拠することができない。

これに対し、デュー・ディリジェンスが当時適切に行われ、関連製品が市場に上市された時点で適合していた場合、デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出時に潜在的リスクとして特定できなかった事象が製品が市場に上市された(又は輸出された)プロセスの後に発生したとしても、関連製品(及び派生製品)の合法性に変更はなく、事業者の遵守状況にも影響を及ぼさない。

- 4.9. 「森林劣化」の定義は、森林の保護・再生のための重要な活動である樹木の計画的な植栽・播種を妨げるものではないか。

特定の森林の種類においては、計画的な植栽や播種は、自然現象(例えば、暴風雨や火災)の後や、侵略的外来種、害虫、病害に対する管理措置の後の森林の再生のため、あるいは、貧弱な土壌、干ばつ、霜などの厳しい環境下や、気候変動の影響が顕著な場所での再生を促進するための、効果的かつ望ましい手段である可能性がある。したがって、原生林や自然再生林をプランテーション林に転換することは「森林の劣化」に該当するが、本規則では「プランテーション林」の定義から「保護又は生態系の回復を目的として植栽された森林、及び植栽又は種蒔により造成され、成熟した時点で自然再生林に類似する、又は類似するようになる森林」が除外されている。

この例外は論理的には「人工林」にも適用されるべきである。

- 4.10. 「現地で当該基準値に達する樹木」はどのように適用されるか。

規則第2条4号の「森林」の定義における樹木の高さ及び樹冠被覆率に関する「現地で当該基準値に達する樹木」という条項は、どのように適用すべきか。

樹木の植生が、高さが5メートル以上である（又は5メートル以上になることが予想される）樹種の樹冠被覆率が10%以上である場合、又はそれを超えることが予想される場合は、国連食糧農業機関（FAO）の定義に基づき、「森林」に分類されるべきである。例えば、樹冠被覆率が10パーセントに達しておらず、樹高も5メートルにも達していないものの、将来的に達することが見込まれる若齢林は、一時的に伐採されていない区域と同様に、主たる用途が森林のままである限り、「森林」の定義に含まれる。

4.11. どの森林土地利用変化が規則に適合しているか。

森林減少は規則第2条3号で「森林の農地利用への転用」と定義されているが、それ以外の森林利用の変化が本規則に適合するか。

本規則に基づく森林減少とは、森林の農業用途への転用と定義される。都市開発やインフラ等の他の用途への転用は、森林減少の定義には該当しない。例えば、道路建設のために合法的に伐採された森林地帯の木材は、本規則に適合する。

4.12. 自然災害は森林減少に該当するか。

本規則における「森林減少」の定義には、人工的に引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業利用への転用が含まれる。これには自然災害によって引き起こされた状況も含まれる。火災に見舞われた森林が、その後（基準日より後に）農地に転用された場合、本規則では「森林減少」とみなされる。この特定のケースにおいて、事業者は当該地域から本規則の対象となる産物を調達することが禁止される（ただし、森林火災が原因ではない場合）。これに対して、被害を受けた森林が再生した場合、「森林減少」には当たらないとされ、森林が再生すれば、事業者はその森林から木材を調達することができる。

4.13. 「その他の樹木地」やその他の生態系も含まれるか。（改訂）

本規則は、国連食糧農業機関（FAO）の「森林」の定義に依拠している。これには、農業に利用されていない居住可能な陸地の大部分を占める40億ヘクタールの森林が含まれ、その中には、国内法でサバンナや湿地帯、その他の貴重な生態系と定義されている地域も含まれる。

EUDR第34条に概要を定めるレビュー手続きの一環として、欧州委員会は、本規則の範囲を「その他の樹木地」や「森林」を除く生態系にも拡大することの影響を評価する予定である。

原生林又は自然再生林からプランテーション林又はその他の樹木地への転換は既に「森林劣化」の定義の一部であり、そのような転換が行われた土地から産出された木材製品はEU市場に上市したり輸出することはできない。

4.14. 本規則において、ゴム栽培は「農業用途」とみなされるか。

ゴム栽培は本規則における「農業用プランテーション」の定義に該当する。「農業用プランテーション」とは、「果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹冠の下で作物が栽培されるアグロフォレストリーシステム等の、農業生産システムにおける樹木の群生地」を意味する。この定義には、木材以外の関連産物のすべてのプランテーションが含まれる。農業用プランテーションは「森林」の定義から除外されている。つまり、森林をゴムプランテーションに転換することは、規則の下では森林減少とみなされることになる。

。 。 。 。

5. デュー・ディリジェンス

5.1. 事業者としての義務は何か。(改訂)

原則として、事業者(及び中小企業以外の取引業者)は、EUDR第12条に従ってデュー・ディリジェンス・システムを構築し、維持しなければならない。

デュー・ディリジェンスの実施は、3つの段階からなる。

第1段階として、事業者は、「自由な流通のための税関の通過」及び「輸出」の税関手続に基づくものを含め、EU市場に上市し(又は中小企業以外の取引業者の場合には、市場において入手可能にし)又は輸出しようとする産物又は製品、並びにそれぞれの数量、サプライヤー、生産国、合法的な収穫の証拠等、第9条で言及されている情報を収集する必要がある。この段階において重要な要件は、関連産物が生産された土地の地理的位置の座標を入手し、情報システムを介して提出されるデュー・ディリジェンス・ステートメントにおいて、関連する情報(製品、CNコード、数量、生産国、地理的位置の座標)を提供することである。もし事業者が、必要な情報を収集できない場合には、当該関連製品のEU市場への上市や輸出を差し控えなければならない。これを怠ると、本規則の違反となり、制裁を受ける可能性がある。

もし事業者が必要な情報を収集できない場合、影響を受けた製品をEU市場に上市したり、EU市場から輸出したりすることは避けなければならない。これを怠ると、本規則の違反となり、制裁を受ける可能性がある。

第2段階では、事業者は、第1段階で収集した情報をデュー・ディリジェンス・システムのリスク評価の基準に反映させ、本規則第10条に記載された基準を考慮したうえで、サプライチェーンに流入する不適合製品のリスクを検証し、評価する必要がある。事業者は、収集された情報がどのようにリスク評価基準と照合され、どのようにリスクを決定したかを示す必要がある。

第3段階では、第2段階において、不適合リスクが無視できる程度を上回ることが判明した場合に、当該リスクを無視できるものとすべく、第11条に記載された基準を考慮し、適切かつ相応のリスク低減措置を講じる必要がある。これらの措置は文書化される必要がある。

低リスクに分類された地域からのみ産物を調達する事業者は、簡素化されたデュー・ディリジェンス義務の対象となる。本規則第13条によれば、当該事業者は、依然として、本規則第9条に沿って情報を収集し、サプライチェーンの複雑さ、規制回避のリスク、及び製品を原産地不明の製品又は標準リスク若しくは高リスクの国を原産地とする製品と混合するリスクを評価する必要があるが、第31条に基づいて提出された根拠のある懸念を含め、関連製品が本規則を遵守していないリスクを示す関連情報を事業者が入手又は認識していない限り、(EUDR第10条及び第11条に規定される)リスクの評価や低減措置を実施する必要はない(EUDR第13条2項)。詳細については、委員会通知ガイダンス文書(C/2024/6789)の第4章b)を参照されたい。

5.2. 「認定代理人」に委任できるのは誰か。(改訂)

本規則第6条に基づき、事業者及び取引業者は、認定代理人に対し、自らに代わってデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出するよう委任することができる。この場合も、事業者及び中小企業以外の取引業者は、関連製品の遵守に係る責任を負う。

事業者が自然人又は零細企業である場合、自然人又は零細企業でないことを条件として、サプライチェーン上の次の事業者又は取引業者に対し、認定代理人として行為するよう委任することができる。この場合も、委任元の事業者は製品の遵守に係る責任を負う。

本規則第2条22号に従い、認定代理人は、EU域内に設立されなければならない、事業者又は取引業者から書面による委任状を受領していなければならない。

5.2.1 認定代理人とは何か。1人の認定代理人が複数の事業者及び取引業者を代理することはできるか。認定代理人は、EUDR上の義務のうち、どの義務を履行することができるか。(新規)

認定代理人とは、事業者又は取引業者のためにデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出することによって当該事業者又は取引業者に代わって行為する自然人又は法人である(EUDR第6条)。EUDR第2条22号に従い、認定代理人は、事業者又は取引業者に代わって行為するには、EU域内に設立されていなければならない、当該事業者又は取引業者から書面による委任状を受領していなければならない。原則として、EU域内で設立されたいかなる自然人又は法人(民間のものであるか公的なものであるかを問わない)も、サプライチェーンに積極的に参加するか否かにかかわらず、認定代理人として行為することができる。

DDSの提出に際し、認定代理人は、情報システムに登録し、「事業者を代理する」又は「取引業者を代理する」という役割のうちいずれかを選択しなければならない。これらの役割により、認定代理人自身としての資格をもって認証することが可能となり、認定代理人がその顧客に代わってデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出することができるようになる。上記の要件が満たされれば、1人の認定代理人が複数の事業者及び取引業者から委任を受けることは可能である。代理される事業者又は取引業者を一意に識別できるよう、DDSの提出時に、事業者及び取引業者の詳細を以下の欄に入力するものとする。

3. Operator/Trader name and address *

Name: *

Country: *

Address: *

Email:

Phone:

Identifier: *

+ Add Identifier ▼

Authorised Representative

Name ⓘ EUDR Test Operator HU Valid

Country  Hungary ISO Code HU

認定代理人がデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出したとしても、デュー・ディリジェンスを実施/確認する義務は、依然として事業者又は取引業者が負う。したがって、事業者又は取引業者は、関連製品がEUDR第3条を遵守することについて引き続き責任を負う。

事業者が自然人又は零細企業である場合、当該事業者は、自然人又は零細企業ではないサプライチェーンのさらに下流に位置する次の事業者又は取引業者に対し、認定代理人として行為するよう委任することができる。EUDR第6条3項を参照されたい。

5.3. 企業は子会社に代わってデュー・ディリジェンスを行うことができるか。

グループ会社(親会社及びその子会社)の内部組織及びデュー・ディリジェンスの方針は、本規則の適用を受けない。関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又は輸出する事業者又は取引業者は、製品の適合及び本規則の全体的な遵守に係る責任を負う。したがって、事業者又は取引業者は、デュー・ディリジェンス・ステートメントにその名称を記載しなければならず、本規則に基づく全責任を保持しなければならない。

5.4. 製品の再輸入についてはどうか。過去にEUから輸出された製品を再輸入する場合、デュー・ディリジェンスの義務はどうなるか。(新規)

事業者が、過去にEU市場から輸出された製品を再輸入し(すなわち、自由な流通のための税関の通過手続きを行い)、当該製品を「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きの下に置く場合、当該事業者は、「下流の事業者」とみなされる。

関連製品について自由な流通のための税関の通過手続きを行うことにより、当該関連製品を上市する再輸入者は、下流の事業者の義務の適用を受けるが、この義務は、再輸入者の規模によって決まる。

再輸入者が中小企業の事業者である場合にはEUDR第4条8項が適用され(質問5.6.1.を参照)、再輸入者はデュー・ディリジェンスを行う必要はないということになる。税関で、中小企業の再輸入者は、税関申告書においてサプライヤーから受領した参照番号を提供する。

再輸入者が中小企業以外の場合には、既存のデュー・ディリジェンス・ステートメントが、EUDR第4条9項に従って、デュー・ディリジェンスが上流で実施されたことを確認する助けとなる場合がある。中小企業以外の再輸入者は、再輸入をする前にDDSを提出する必要がある、また、製品について自由な流通のための税関の通過手続きを行う際に、DDSのために受領した参照番号を提供する必要がある。

上記は、輸入される製品に、過去にEU市場に上市されてデュー・ディリジェンスの対象となっている関連製品が含まれる場合、同様に適用される(例: チョコレートを製造するためにカカオ豆がEUから第三国へ輸出され、その後、そのチョコレートについて、EUでの自由な流通のための税関の通過手続きが行われる)。

デュー・ディリジェンスの対象となっていない関連製品の部分については、事業者はデュー・ディリジェンスを実施してDDSを提出しなければならない。

当初、経過措置期間中に(その製品自体として又は上流の関連製品の形で)EU市場に上市された製品が再輸入される場合には、質問9.2.で説明するとおり、欧州委員会から、再輸入のために提出される税関申告書において使用することができる常套的なDDS参照番号が通知される。経過措置期間の詳細については、質問9.1.-9.6.を参照されたい。

5.5. どの税関手続きが影響を受けるか。

「自由な流通のための税関の通過」又は「輸出」以外の税関手続き(例えば、保税倉庫、再輸出加工、一時輸入など)を受ける関連製品は、本規則の対象外である。

5.6. EUで生産されていない製品を上市する場合、通関手続きが必要か。

本質問との関係で、税関申告書は十分な書類たり得るか。

EU域外で生産された関連産物又は関連製品を上市するには、上市する前に通関手続きが必要となる。この文脈では、税関申告書(船荷証券又は他の商業文書・物流文書を含まない)のみが、問題となる製品に直接関係する場合に限り、適切な証拠とみなされる。

5.6.1 本規則は、輸出にどのように適用されるか。(新規)

本規則は、輸入にも輸出にも適用される。EU市場から関連製品を輸出する事業者は、デュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号を輸出申告書に含める必要がある。既にデュー・ディリジェンス・ステートメントの対象となっている産物その他の製品で作られた製品を輸出する事業者は、EUDR第4条(すなわち、EUDR第4条8項及び第4条9項)の関連する簡素化された方法を利用することもできる(EU域内で生産された製品に関する情報を参照されたい)。特に、EU市場から輸出する下流の中小企業の事業者は、EUDR第4条8項を利用することができ、その場合、当該事業者は、輸出申告書において、サプライチェーン上の前の事業者又は取引業者から得たデュー・ディリジェンス・ステートメント参照番号を税関に提供しなければならない。

5.7. 認証又は検証スキームの役割は何か。(改訂)

認証スキームは、サプライチェーンのメンバーが、規則に基づく義務を遵守するために必要な情報を網羅している限りにおいて、リスク評価に役立てることができる。なお、中小企業以外の事業者及び取引業者についても、デュー・ディリジェンスを行うことが義務付けられており、そのいかなる違反についても引き続き責任を負う。

欧州委員会のガイダンス文書(C/2024/6789)には、リスク評価及びリスク低減における認証及び第三者検証スキームが果たす役割について、更なる説明が記載されている。

5.8. 文書はどれくらいの期間保存されるべきか。

事業者は、デュー・ディリジェンスの実施に使用した文書をどのくらいの期間保管すべきか。

中小企業の取引業者は、EU市場に上市し又はEU市場において入手可能にし、又は輸出する関連製品に関する関連情報を保持しなければならないか。何をもって、この期間の開始と考えればよいか。(改訂)

事業者は、本規則第9条に基づいて収集された情報に証拠を添付し、関連産物及び関連製品をEU市場に上市し、又は輸出した日から5年間、収集、整理及び保管しなければならない。

本規則第10条4項及び第11条3項に基づき、事業者は、デュー・ディリジェンスがどのように実施され、リスクが特定された場合にどのような低減措置が実施されたかを証明できなければならない。これらの措置に関する関連文書は、デュー・ディリジェンスの実施後少なくとも5年間保存しなければならない。また、事業者は、当該製品をEU市場に上市し、又は輸出する日に先立ち、当該ステートメントが情報システムに提出された日から5年間デュー・ディリジェンス・ステートメントを記録しておかなければならない。この点において、中小企業以外の取引業者は、事業者と同様の義務を負う。

中小企業の取引業者は、関連製品をEU市場において入手可能にした日から少なくとも5年間は、本規則第5条3項に記載された情報を保持しなければならない。これには、デュー・ディリジェンスの参照番号

が含まれる。

5.9. 「無視できるリスク製品」の基準は何か。

「無視できるリスク」とは、EU市場に上市され、又はEUから輸出される関連製品に適用されるリスクの水準を指し、製品固有の情報及び一般的な情報の完全な評価並びに必要な場合には適切な低減措置の適用を基礎として、これらの産物又は製品が本規則第3条(a)又は(b)に適合していないことを懸念する理由がない場合をいう。

5.10. 「無視できるリスク製品」には免除があるか。

本規則第2条26号における「無視できるリスク」は、第10条1項と併せて本規則の免除規定として解されるか。

解されない。事業者及び取引業者[中小企業ではない]は、(本規則第4条1項に基づく)デュー・ディリジェンスの実施の結果としてのみ、「無視できるリスク」(関連製品をEU市場に上市し又はEU市場において入手可能にし、又は輸出するための前提条件である)についての結論を出すことができる。デュー・ディリジェンスの実施は、本規則に基づく事業者及び取引業者の中核的義務であり、免除の対象とはならない。

「無視できるリスク」の要素は、産物には適用されないことに留意されたい(本規則に産物ごとの「リスク状況」(の概念)はない)。

5.11. ある国の特定の産物を「無視できるリスク」とみなすことはできるか。

ある国のパーム油、ゴム、コーヒー、カカオ、木材を「無視できるリスク」と考えることはできるか。
できない。上記の質問を参照されたい。

5.12. 「森林減少フリー」要件の遵守を確認する際、確認の時点は何に焦点を当てるべきか。

当該産物が森林減少に関与しているか否かの評価は、本規則における期限(すなわち2020年12月31日)以降、当該産物の土地が森林であったか否かを(第2条の定義に従って)時間的に遡及することで行う。

5.13. デュー・ディリジェンスの義務に照らして、事業者及び取引業者によって文書化が求められる製品は何か。

文書化は、規則の対象となる製品(付属書IIに記載されているHSコード)についてのみ要求される。適用範囲外(すなわち、付属書IIに記載されていない)の産物を用いて生産された製品については、文書化は必要ない。

5.14. 中小企業以外の事業者は、いつ、本規則第12条3項に基づく最初の年次報告書を作成しなければならないか。(改訂)

EUDRIは、2025年12月30日から執行可能となる(2026年6月30日からとなる零細企業又は小企業を除く)。関連企業は、第12条3項に基づき、EUDR上の要件を遵守するための活動に関する年次報告書を発行しなければならない。2026年は、EUDRが適用される最初の年であるため、最初の報告書(2026年を対象とする)は、2026年12月30日より後に公表されなければならない。

他のEU関連法令(EUの企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令など)に基づく報告義務に基づき、EUDR第12条3項に関連する要素を既に報告している事業者は、報告を繰り返す必要はない。

5.15. 本規則の対象となる7つの製品分野の関係者が記入する必要があるデュー・ディリジェンス・ステートメントのテンプレートはあるか。

事業者及び取引業者のデュー・ディリジェンス・ステートメントのテンプレートは、情報システムの書式であり、すべての製品分野(規則の付属書IIを参照)で共通である。

5.16. デュー・ディリジェンスを実施するために、事前に決められた書式又は質問の一覧表があるか。

ない。事業者及び取引業者は、本規則第8条、第9条、第10条及び第11条に基づき、それぞれのデュー・ディリジェンスの義務を遵守しなければならない。「リスクがない」又は「無視できるリスク」とすることが、関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出するための前提条件である。

デュー・ディリジェンスは「チェックボックス方式の行為」ではないことに留意されたい。したがって、EUDR第9条、第10条及び第11条に沿った、情報要件、リスク評価及びリスク低減など規則に記載されているデュー・ディリジェンスの様々な段階が対象となる場合において、デュー・ディリジェンスは、個々の文脈及びサプライチェーンによって異なり得る。

5.17. 関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出しようとする事業者及び取引業者(及び/又は認定代理人)は、情報システムに登録しなければならないか。

事業者及び取引業者は、本規則に基づきデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要がある場合、情報システムに登録しなければならない。又は、認定代理人にサービスを依頼することもできる(その場合には、当該認定代理人がシステムに登録されなければならない)。

5.18. 欧州委員会は、関連製品の適合性をチェックするために使用される衛星画像ツールに関する更なる詳細(例えば、最小限の解像度でのチェック)を発表する予定があるか。

空間画像ツールは、事業者及び取引業者が、(ある製品が森林減少フリーであることを確認するために)デュー・ディリジェンスの義務を実施する際、及び、加盟国の管轄当局がチェックを実施する際に非常に役立つものの、本規則は、森林減少が無いことを文書化するために、特定の衛星画像ツールの使用や衛星画像の解像度に関する閾値を課すものではない。

5.19. デュー・ディリジェンス・ステートメントをどれくらいの頻度で情報システムに提出すべきか。また、それらは複数の出荷/バッチを対象とすることができるか。関連製品が、一定期間にわたって連続的に市場に上市される場合はどうか。(改訂)

デュー・ディリジェンス・ステートメントは、複数の異なる関連製品の複数の物理的バッチ/出荷を対象とすることができる。この場合、事業者(又は中小企業以外の事業者、EUDR第5条1項参照)は、EU市場に上市され、EU市場において入手可能にされ、又はEU市場から輸出されることが意図されたすべての関連製品についてデュー・ディリジェンスが実施され、関連製品が規則(付属書II)第3条(a)又は(b)に適合しないリスクがない又は無視できる程度であり、かつ、事業者が当該関連製品が第3条(第4条3項)に適

合していることについて責任を負うことにつき確認しなければならない。

加えて、考慮しなければならない法的要件及び実務上の事項は以下のとおりである。

1. EU市場に上市され、EU市場において入手可能にされ、又はEU市場から輸出されるすべての関連製品の数量は、デュー・ディリジェンス・ステートメント(第3条(c))に記載されていなければならない。また、当該製品を上市し、入手可能にし、又は輸出するための当該製品のバッチ/出荷より前に、当該ステートメントを提出しなければならない(第4条2項)。
2. デュー・ディリジェンス・ステートメントで対象とされた製品の数量が完全に上市され、又は輸出された場合、同一事業者は追加数量に関する新たな報告書を提出しなければならない。
3. 事業者は、EUDR第12条2項に基づき、年1回、デュー・ディリジェンス・システムの見直しを行うものとする。したがって、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、提出時から1年を超える期間の出荷/バッチを対象とすべきではない。さらに、より長い期間になると、申告された製品と実際に上市され、又は輸出された製品(意図されたものも含む)との間の一致を証明することが困難になる可能性がある。
4. デュー・ディリジェンス・ステートメントにより、事業者は、EU市場に上市され、EU市場において入手可能にされ、又は輸出されることが意図されたすべての関連製品について、共同で又は個別にデュー・ディリジェンスが実施され、かつ、関連製品の不適合リスクがない又は無視できる程度であることを確認する。したがって、原則として、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、既に生産された産物、すなわち、関連する土地で栽培、収穫、取得され、若しくは牛に関しては施設において飼育されたものを対象とすべきである。言い換えれば、原則として、事業者はデュー・ディリジェンス・ステートメントを既存の産物と関連付けることができない。他方で、上市される個別の製品が既に製造されている必要はない。例えば、DDSにおいて木製家具の申告を行う場合、当該家具に関するDDSが提出される時点で樹木が既に伐採されている必要はあるが、当該家具が既に製造されている必要はない。
5. デュー・ディリジェンス・ステートメントで申告された製品の数量は、事業者によるデュー・ディリジェンスの実施の対象となっている数量、及び、EU市場に上市され、EU市場において入手可能にされ、又は輸出されることが意図されている数量と一致しなければならない。

これは、ある製品が、同一の者から提出される複数のデュー・ディリジェンス・ステートメントの対象とされてはならないことを含む。DDSが提出される時点で、どの製品がEU市場で販売され、どの製品が輸出されるのか不明である場合には、すべての製品を「輸出」DDSにより申告し、数量の一致を示す文書を保管することができる。

管轄当局の要求に応じて、事業者は、EUDR第12条に従って確立されたデュー・ディリジェンス・システムにおいて、そのような一致についての証明を提供できない。簡素化されたデュー・ディリジェンスが適用されない限り(EUDR第13条)、事業者は、すべての製品について、(森林減少フリー及び合法性要件に関する)不適合のリスクがEUDR第10条2項に従って評価され、かつ、そのようなリスクがすべての申告された製品について無視できる程度であることを証明しなければならない。上記の一致を証明するための適切な記録は、要請があれば管轄当局に提供できるよう、(最後の)上市又は市場において入手可能になった日から5年間保存しなければならない(EUDR第9条)。DDSに記載された数量が完全に市場に上市されていない、市場において入手可能にされていない、又は輸出されていない場合には、事業者は、申告された数量と市場に上市され、市場において入手可能にされ、又は輸出された実際の数量との差異を説明する適切な記録を5年間保管し、要請があれば管轄当局に提供しなければならない(EUDR第9条)。

6. 地理的位置データを含む個々のデュー・ディリジェンス・ステートメントは、情報システムにアップロードするために設定された実用的な容量制限(25MB)の範囲内でなければならない。
7. デュー・ディリジェンス・ステートメントが複数のバッチ/出荷を対象とする場合、複雑さが加わるにより、事業者の不適合リスクが増大する可能性がある。事業者は、すべてのバッチ/出荷及びデュー・ディリジェンス・ステートメントに記載された生産国、すべての土地の地理的位置の

座標を含む情報に係る全責任を負う。複雑さが加わる背景には、実施すべきチェックを特定するために管轄当局が用いるリスクベースの手法が関連している可能性がある(EUDR第16条)。関連する場合、不適合に対する暫定措置又は措置は、個別のバッチ/出荷に含まれるものと併せて、デュー・ディリジェンス・ステートメントの対象となるすべての関連製品に適用されることがある。

5.20. DDSの提出期限はいつか。(改訂)

EUDR第4条1項に従い、事業者は、関連製品がEUDR第3条に適合していることを立証するために、当該関連製品を上市又は輸出する前に、EUDR第8条に基づくデュー・ディリジェンスを行わなければならない。EUDR第5条1項に基づき、中小企業以外の取引業者についても同様である。

関連製品がEU市場に入る(輸入される)場合、又はEU市場から出る(輸出される)場合、DDS参照番号を税関当局に提供するものとする。このため、税関申告書を提出する者(以下「税関申告者」という)は、第26条に従い、当該製品について提出された税関申告書にDDS参照番号を記載するものとする。したがって、税関申告の前に、DDSを提出し⁵、DDS参照番号を取得しなければならない。

DDSが複数の出荷/バッチを対象とする場合、EUDRの法的要件、特に質問1の要件が遵守されている限り、複数の税関申告において同一のDDS参照番号を参照することができる。また、複数のDDS参照番号を一つの税関申告に含めることもできる。

EU域内で生産される産物については、当該産物がEU市場において物理的に入手可能になり(すなわち、当該産物が生産された日、派生製品については、当該製品が製造された日)、市場において供給され(頒布、消費及び使用のために)、二以上の法人又は自然人が、事業者が関連製品の供給を約束する契約を締結したときを上市された正確な日付として理解すべきである。

このような契約は、支払いの見返りとしての供給の約束、又は無償での供給を規定することができる。森林関連の事例で説明すると、DDSは、遅くとも、i)伐採された丸太が入手可能であること、ii)伐採された丸太の購入/供給契約が、例えば製材所のような第三者への供給についての合意により成立すること、の両方が満たされるまでに提出されなければならない。

この日付は、丸太の支払い、最初の出荷日、又は所有権の移転日とは無関係である。

5.21. DDSの最も早い提出日はいつか。(新規)

EUDR第4条1項に従い、事業者は、関連製品がEUDR第3条に適合していることを立証するために、当該関連製品を上市又は輸出する前に、EUDR第8条に基づくデュー・ディリジェンスを行わなければならない。EUDR第4条9項及び第5条1項に基づき、デュー・ディリジェンスが実施されたことの確認に際し、中小企業以外の取引業者及び下流の中小企業以外の事業者についても同様である。

DDSが提出可能となる最も早い時期は、デュー・ディリジェンスが実施又は確認された後で、かつ、提出に必要なすべての情報(市場に上市され、市場において入手可能にされ、又は輸出される予定の数量を含む)が入手可能になったときである。質問5.19に記載するとおり、デュー・ディリジェンス・ステートメントは、提出時から1年を超える期間の出荷/バッチを対象とすべきではないことにも留意されたい。

5.22. 当社は、関連製品をEUに輸入し、その後、さらなる製造を経ることなく当該関連製品をEU市場で

⁵ 中長期的には、事業者及び中小企業以外の取引業者が、EUDR第28条2項に従い、税関申告書及びDDSを直ちに提出することができるようになる。この状況は、まだ適用可能となっていないため、本文書にはまだ反映されていない。この点については、適時に別途のガイダンス及びよくある質問集が入手可能となる予定である。

複数の顧客へ販売するか、又は当該関連製品を輸出している。DDSを2回(輸入の前及び販売/輸出の前に)提出する必要があるか。(新規)

輸入時のデュー・ディリジェンス・ステートメントがEU市場で供給される製品を対象としているため、さらなる製造を経ることなく当該輸入者が当該製品をEU市場で販売するか又は輸出する場合には、販売/輸出の前に別のデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要はない。

各輸入及び各輸出について、EUDR第26条4項に従ってDDS参照番号が提供されなければならないことに留意されたい。上記の場合、輸入のために作成された参照番号を、さらなる製造を経ない製品の輸出のために入力することができる。

。 。 。 。

6. ベンチマーキングとパートナーシップ

6.1. 国別ベンチマーキングとは何か。(改訂)

欧州委員会が運営するベンチマーキング制度は、国又はその地域を、当該国で森林減少フリーでない産物が生産されるリスクの度合いに応じて、3つのカテゴリー(高リスク、標準リスク、低リスク)に分類する。

国又はその地域のリスク状況を特定するための基準は、規則第29条に規定されている。第29条2項は、欧州委員会に対し、EU域内市場におけるリスクの程度を判断する制度を整備し、低リスク又は高リスクと判断された各国又はその地域の一覧表を公表することを義務付けている。この一覧表は、定量的及び定性的な基準に基づく客観的かつ透明性の高い評価分析を基に構築され、最新の科学的証拠、国際的に認められた情報源、及び現場で検証された情報を考慮したものとなる。

6.2. どのような方法論によるものか。(改訂)

ベンチマーキング方法論の主な原則は、2024年10月2日に欧州委員会が公開した国際協力に関する戦略的枠組みの付属書に概説されている⁶。

欧州委員会の方法論は、公正性、客観性及び透明性に対するコミットメントに深く根ざしている。この方法論は、科学的証拠、及び主として国連食糧農業機関による世界森林資源評価からの国際的に認められた最新の利用可能なデータに基づく定量的な基準に依拠している。欧州委員会は、これらの測定可能な要因に焦点を当てることにより、分類プロセスが確実なデータに基づくよう、また、該当する場合は定性的な評価のための方法論と組み合わせるようにしている。

6.3. 森林減少防止に関する規則(EUDR)に基づくベンチマーキング制度の策定は、森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームの会合及びその他の関連会合で定期的に発表されている。ステークホルダーはどのように貢献できるか。

生産国やその他のステークホルダーは、どのようにしてベンチマーキングのプロセスに関与できるか。また、生産国やその他のステークホルダーから提供される情報は、どのように評価、検証、活用されるか。

欧州委員会は、第29条5項に基づき、高リスクに分類されている、又は分類されるおそれのあるすべて

⁶ C/2024/6604, [EUR-Lex - 52024XC06604 - EN - EUR-Lex](#).

の国々と、そのリスク水準を下げることを目的とした具合的な対話を行うことが求められている。

この対話は、リスク分類の最終評価(決定)に役立ち、相手国が追加的な関連情報を提供し、EUと緊密に連絡を取り合う機会となる。

6.4. 各国は欧州委員会との間で関連データを共有できるか。

各国は、本規則の実施に関連すると考えるデータ(森林減少と森林劣化の割合に関するデータなど)を欧州委員会と共有できるか。仮に共有可能な場合、第29条5項に基づく特定の対話の枠組みの外で行うことができるか。

本規則は、関連データについて、第三国に対し、EUと共有する義務を課していないが、そのようなデータをEUと共有することを希望する国は、本規則の発効後、いかなる段階においても歓迎される。例えば、ベンチマーキングに関する本規則第29条5項や、その他の文脈でEUとの間で具体的な対話を行っているか否かにかかわらず、EUと共有することができる。

加えて、欧州委員会は、いくつかの国、特にEUDR産物をEUと大量に取引している国と連携している。これらの対話もまた、関連するデータや情報を共有する機会である。

6.5. 合法性リスクは考慮されるか。

ベンチマーキングは、森林減少や森林劣化だけでなく、合法性リスクも考慮に入れているか。ベンチマーキングの過程で、特に「合法的な森林減少」に関する生産国の法律や森林政策はどのように評価・考慮されるか。

ベンチマーキングの基準の一覧表は、規則第29条に規定されている。欧州委員会の評価は、第29条3項及び同条4項に定められた基準に基づき、客観的かつ透明性のある評価分析に基づいて行われる。関連する定量的基準は、(a)森林減少と森林劣化の割合、(b)関連産物のための農地拡大の割合、及び(c)関連産物及び関連製品の生産傾向である。

本規則に規定されているように、評価に際しては、(a)政府及び第三者(NGO、産業界)から提供された情報、(b)森林減少及び森林劣化に対処する関係国とEU又はその加盟国との間の協定及びその他の文書、(c)森林減少及び森林劣化と闘うための国内法の存在及びその執行、(d)当該国における透明性のあるデータの入手可能性、(e)該当する場合、先住民族の権利を保護する法律の存在、遵守又は効果的な執行、(g)国連安全保障理事会又はEU理事会が、関連産物及び関連製品の輸出入に関して課した国際制裁措置などを考慮に入れることができる。

6.6. 生産国や小規模農家に対してどのような支援が提供されているか。(改訂)

本規則を遵守した製品を生産するために、生産国及び小規模農家は、どのように支援されるのか。小規模農家がサプライチェーンから排除されないようにするにはどうすればよいか。

EUとその加盟国は、森林減少と森林劣化に共同で取り組むため、世界的な[森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパ・イニシアティブ\(TEI\)](#)の下でのパートナーシップと協力体制をパートナー諸国のみならず、消費国や生産国とも構築している。TEIの下でのパートナーシップ及び協力体制は、特定のニーズが検出された場合に森林減少と森林劣化に対処する国々を支援するとともに、協力の要請がある場合には、例えば、小規模農家や企業が森林減少のないサプライチェーンのみと取引を行うことを確実にするための支援を行うものである。欧州委員会は既に最も影響を受けた第三国の小規模農家を対象としたワークショップを通じて、情報の普及、意識の向上、技術的な問題への取り組みを行うプロジェクト

に資金援助を行っている。

[EUDRにおける小規模農家を対象とする取り組みの詳細についてはこちら](#)を参照されたい。

6.7. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブの様々な要素とは何か。

TEIイニシアティブの様々な要素、すなわち、ハブ、持続可能な森林生態系農業プロジェクト(SAFE)、この文脈で計画されたFPIプロジェクト及び機関(Facility)、さらに地域レベルなどより広範な文脈に関連するものも含め相互作用はどのようなものであるか。重複はどのようにして避けられるか。(改訂)

森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパ・イニシアティブは、アフリカ、アジア及び中南米の様々なステークホルダーとのパートナーシップにおいて、農業生産を森林減少から切り離すという世界的な大望を支援するための、EUとその加盟国による共同の取り組みである(現在の予算は8,600万ユーロ)。EUとEU加盟国は、その活動と旗艦プロジェクトを通じて、特に小規模農家や低所得国に対して、持続可能なバリューチェーンの包括的かつ公正な移行を推進している。そのために、森林減少を最小限に抑えるための企業行動の枠組み条件を創出し、複雑なバリューチェーンにおけるリスクを低減し、持続可能なアグリビジネスへの民間セクターによる投資を集中させることで、パートナー諸国の政府を支援している。この取り組みはまた、小規模農家の森林保全をサポートし、先住民族や地域社会の権利の保護を支援している。

このチーム・ヨーロッパ・イニシアティブ(TEI)ハブ(略称「森林減少ゼロハブ」)は、森林減少フリーなバリューチェーンに関する情報をパートナー諸国に提供するとともに、EUと加盟国における関連プロジェクトを調整するためのナレッジ・マネジメントを実施し、TEIの目標に特化した活動を行っている。これにより、生産国における森林減少フリーなバリューチェーンに関するチーム・ヨーロッパの様々な活動が、より整合性を保ち、ギャップを特定し、重複を避けることができる。

持続可能な森林生態系農業(SAFE)プロジェクト⁷は、TEIの協力面における最も重要な柱である(現在の予算は6,500万ユーロ)。SAFEは現在、ブラジル、エクアドル、インドネシア、ザンビア、コンゴ民主共和国、ベトナム、ペルー、ウガンダ、カメルーン及びブルンジで実施されている。SAFEプロジェクトは、今後加盟国からの資金拠出を通じて、より多くの国をカバーするよう、さらに拡大される予定である。このプロジェクトは、小規模農家が持続可能で森林減少フリーなバリューチェーンに移行するためのサポートと、生産国がEU市場への参入を維持し拡大するための環境作りの支援に焦点を当てている。SAFEプログラムの現行の継続期間は2024年から2028年までであるが、加盟国からの森林減少TEIへの資金拠出を通じて拡大することができる。

森林減少フリーなバリューチェーンに関する技術機関は、生産国を支援するための柔軟かつ需要の高い手段であり、特に小規模農家に焦点を当て、地理的位置、土地利用地図作成、追跡可能性などの技術的要件に関する専門知識を共有している。これらの活動は、相乗効果を生み出すとともに重複を避けるため、EUの代表団と緊密に調整され、SAFEと同様に既存のプロジェクトと整合される。

6.8. チーム・ヨーロッパ・イニシアティブとCSDDDとの関連性は。(改訂)

TEIハブは、特に、EUDRとCSDDDの両方から影響を受ける農業バリューチェーンと小規模農家に関して、CSDDDに関して設立予定のEUヘルプデスクと、緊密に協力していく予定である。

6.9. 事業者により「高リスク」とベンチマークされた特定のサプライチェーン又は特定の生産国/地域を回避してしまうリスクを低減するにはどうすればよいか。

⁷ [factsheet-tei-deforestation-free-value-chains-05122023_en.pdf](#)

高リスク国ないしその地域から調達する事業者も、標準リスク国ないしその地域から調達する事業者と同じく、通常のデュー・ディリジェンス義務の対象となる。唯一の相違点は、高リスク国からの出荷は、管轄当局によるより厳格な監視の対象となることである(高リスク地域から調達する事業者の9%)。その意味で、サプライチェーンの大幅な変更は必要ではなく、また期待もされていない。さらに、高リスクの分類を受けた場合は、森林減少と森林劣化の根本原因に対処し、そのリスク水準を低減することを目的として欧州委員会との具体的な対話が行われることになる。

6.10. EUはどのように透明性を確保するのか。

ベンチマーキング制度に至るプロセスは透明性をもって行われる。ベンチマーキング方法論に関する定期的な更新と協議は、27のEU加盟国とともに、多くの第三国が参加する森林減少に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォームで行われる。欧州委員会は、実施された取り組み及び使用された方法論に関する最新情報を提供する。

さらに、欧州委員会は、本規則に基づく義務に従い、高リスクに分類されている、あるいは分類されるリスクのあるすべての国々と(分類を行う前に)、そのリスク水準を低減することを目的とした具体的な対話を行う。これにより、突然リスク状況が公表されることがなくなり、より詳細な議論が可能になる。この対話は、生産国が追加の関連情報を提供する機会となる。

。 。 。 。

7. デジタルによる実施(EUDR情報システム)

7.1. 情報システムと「EUシングル・ウィンドウ」とは。(改訂)

情報システム(IS)は、本規則の要件を遵守するために事業者及び取引業者が提出するDDSを含むITシステムである。情報システムは、運用が開始されており、EUDR第33条2項に列挙された機能を利用者に提供する。その機能は、欧州委員会実施規則(EU)2024/3084にさらに記載されている。

規則(EU)2022/2399により構築された税関のための[EUシングル・ウィンドウ環境\(EU SWE-C\)](#)は、税関におけるシステムと本規則第33条に基づいて構築される情報システムのような非税関システムとの相互運用を可能にする枠組みである。EU税関シングル・ウィンドウ証明書交換システム(EU CSW-CERTEX)として知られるEU SWE-Cの中心的構成要素は、情報システムを各国の税関システムと相互接続し、経済事業者が税関及び非税関当局に提出したデータの共有と処理を可能にする。これにより、EU税関シングル・ウィンドウは、税関当局と、環境保護の分野を含め、税関以外の手続き執行を担当する管轄当局との間で、リアルタイムでの情報提供とデジタル面の協力を確保する。

7.2. どのようなデータ・セキュリティ対策があるか。(改訂)

情報システム、及びそれに関連した税関のためのEUシングル・ウィンドウ環境との相互接続は、データ保護及びサイバーセキュリティ措置の観点から、適用法令に依拠するものとする。欧州連合のオープン・データ政策に従い、欧州委員会は、匿名化された情報システムの完全なデータセットを、機械で読み取り可能で、相互運用性、再利用、アクセシビリティが確保されたオープンな形式で、広く一般に提供する。これらのデータセットは適切に集計され、匿名化される。

7.3. 事業者と取引業者はどのように登録するのか。

事業者と取引業者は、情報システム(IS)のID番号/企業登録番号として何を使用できるか。EORI番号を持たず、VAT番号を持たない国内の事業者/取引業者は、どのようにしてISに登録すべきか。(改訂)

関連産物及び関連製品を輸出又は輸入する事業者は、TRACES NTに登録する際に、EU加盟国又は英国が北アイルランド(XI)に関して発行した有効な**経済事業者登録識別(EORI)**番号を提供する必要がある。EORI番号を持たない国内の事業者/取引業者は、VAT番号、国別会社番号、納税者識別番号など、TRACESがサポートする他の識別子を使用して登録することができ、当該事業者又は取引業者の唯一かつ個別の識別が可能となる。

7.4. システム上に頻繁に使用するデータを保存できるか。

頻繁に使用するデータ(例えば、頻繁に使用するHSコード及び学名)をISに「保存」し、新しいデュー・ディリジェンス・ステートメントの提出毎に新たにデータを入力する必要なく、容易に自動入力することは可能か。(改訂)

現時点では、情報システムにはこの機能は含まれていない。しかし、既にドラフト済み又は提出済みのデュー・ディリジェンス・ステートメントの記述を複製することは可能であり、新しいステートメントを作成するために必要な時間を短縮することができる。複製されたステートメントに必要な変更を加え、規則の遵守を確保することは、事業者及び取引業者の責任となる。さらに、「インポート」ボタンが提供されており、これにより、経済事業者は、あらかじめ定義されたGeoJSONファイルから生産地に関する情報をインポートできる。

7.5. このシステムは、農家が地理的位置を特定するのに役立つか。オルソ画像や衛星画像は、情報システムの地図ツールとして利用可能か。(改訂)

情報システムは、事業者及び取引業者がEUDR第4条2項及び第5条1項に従って提出したデュー・ディリジェンス・ステートメントの保管場所として機能する。そのため、地理的位置の座標を識別するためのソフトウェアやツールは提供していない。座標をマッピングするためのツールではないためである。

情報システムは、システムに関与する様々な国に関係する地理情報を保存するためのソースとして、オープン・ストリート・マップ(OSM)を利用している。ただし、背景衛星画像などの高度な機能を備えた包括的な地理情報システム(GIS)ツールではない。情報システムは、地理的位置の座標を選択、入力、調整及び視覚化する機能を提供する。情報システムは、利用者がその地理的位置データを管理するためのプラットフォームを提供しているが、利用者側は、無料のオンライン地図サービスなどの他のツールやリソースを利用して、自らの地理的位置情報の正確性の検証を希望することがある。

7.6. デュー・ディリジェント・ステートメントは修正できるか。(改訂)

欧州委員会実施規則2024/3084第5条に従って、情報システムにおいて利用者がデュー・ディリジェンス参照番号を利用できるようになった後、72時間以内であれば、提出済みのデュー・ディリジェンス・ステートメント(DDS)の取下げ又は修正が可能である。DDS参照番号が、既に税関申告で使用されている場合、他のDDSで参照されている場合、対応する製品が既にEU市場に上市されているかEU市場において入手可能にされている、又は輸出されている場合、又は事業者若しくは取引業者が、DDSの検査を行う旨の通知を受けた場合は、その検査期間については、取下げ又は修正は不可能である。

7.7. 情報システムに保存されている地理的位置データは誰が閲覧可能か。(改訂)

本規則に基づき、事業者及び取引業者が提出した情報の確認によりEUDRを執行する管轄当局は、事業者及び取引業者が提出した地理的位置データにアクセスできる。また、参照番号及び確認番号を介してDDSにアクセスできるサプライチェーンのメンバーは、ステートメントを提出した利用者が地理的位置情報を明らかにすることを許可した場合は、アクセス可能である。

7.8. 情報システムにアップロード可能な地理的位置情報はどのデータ形式か。

事業者は、情報システム内で地理的位置情報を手動入力するか、又はファイルをアップロードすることによって、当該情報を提供することができる。情報システムでサポートされているファイルの形式はGeoJsonである。情報システムは現在、EPSG4326投影法を用いたWGS-84座標フォーマットをサポートしている。

7.9. 情報システムは利用可能であるか。(改訂)

本規則第33条に基づき、情報システムは、2024 年 12 月4日に開始された。登録(システム利用者向け)は、2024 年 11 月に開始された。

情報システムの微調整は、導入の進展に合わせて段階的に行われる。

7.10. 既にEUに輸入され、DDS参照番号が付与された産物のみを取り扱う場合、下流の事業者又は取引業者として、新しいDDS番号を作成する必要があるか。(新規)

EUDR第4条8項に基づき、サプライチェーンのさらに下流の中小企業の事業者は、既にデュー・ディリジェンスの対象であり、既にDDSが提出されている製品については、デュー・ディリジェンスを実施したり、情報システムにおいてDDSを提出したりする必要はない。中小企業の取引業者も、情報システムにおいてDDSを提出する義務はない。ただし、EUDR第4条9項に従って、サプライチェーンのさらに下流の中小企業以外の事業者及び中小企業以外の取引業者は、EU市場において供給する又は市場から輸出する関連製品についてDDSを提出しなければならないが、デュー・ディリジェンスが実施されたことを確認した後は、これらのDDSにおいて既に提出されたデュー・ディリジェンス・ステートメントを参照することができる(質問 3.4を参照)。

7.11. 生産システムは常に利用可能であるか、又はダウンタイムのウィンドウが繰り返し発生することになるか。(新規)

情報システムは、TRACESインフラストラクチャの専用ドメインであり、高可用性と継続的なアクセシビリティを確保するように設計されている。最適なパフォーマンスを維持するために、必要な更新プログラムを展開するための短いメンテナンス期間が予定されている。これらの更新は、事前にニュース・セクションで発表され、ユーザー体験への影響を避けるよう計画されている。

7.12. デュー・ディリジェンス・ステートメントのデータ入力制限はどれくらいか。言い換えれば、利用者が1個のデュー・ディリジェンス・ステートメントに入力できる最大コンテンツはどれくらいか。(新規)

DDS は、様々なデータ フィールドで構成されている。製品関連のデータ要素は、HSコードで識別される関連製品の下に整理され、グループ化されている。1個のDDSには、最大200行の関連製品を含めることができる(オレンジ色の枠)。関連製品の各行には最大許容制限量が設定され、学名/一般名のペア(青色の枠)の記録に500行、また「生産地」(緑色の枠)の記録に1,000行となっている。これには、関連製品が生産された関連生産国の土地地区画に関係するすべての地理的位置の座標も含まれている。「生産者の名称」及び「生産地の説明」は、利用者が内部参照用の情報を入力できる任意のフィールドである。追加のルー

ルとして、1個のDDSには合計10,000件の「生産地」を含めることができる。

6. Commodity(ies) or Product(s)

	Net Mass (Kg)	Volume (m3)	Supplementary Units	Area (ha)
Totals:	123.34	419.32	0	4.00

1 **44** WOOD AND ARTICLES OF WOOD; WOOD CHARCOAL
4401 Fuel wood, in logs, in billets, in twigs, in faggots or in similar forms; wood in chips or particles; sawdust and wood waste and scrap, whether or not agglomerated in logs, briquettes, pellets or similar forms

Commodity(ies) or Product(s) Description *	Net Mass (Kg)	Volume (m3)	Supplementary Units	Total Area (ha)
Head puud	123.34	419.32	Se ▼	4.00

#	Scientific Name	Common Name
1	Abies sibirica	Fir

Export

1	Producer Name	Country of Production *	Total Area (ha)
	EPMK	Estonia (EE)	4.00

#	Production Place Description	Area (ha) *	Type *	Actions
1		4	Point	

参照番号と確認番号に関しては、DDSごとに最大2,000個の他のDDSを参照することができる。

情報システムに登録されている自然人又は法人は、いつでも最大50個のDDSをドラフトの状態で見守ることができる。

7.13. 複数の国の複数の座標で構成されるGeoJSONファイルを使用して生産地を申告することは可能か。(新規)

関連製品が複数の国で生産されている場合、利用者は、EUDRの付属書IIの第3項で要求されているように、国ごとに地理的位置の座標を個別に入力しなければならない。

この要件を説明するために、1つはベルギー、もう1つはハンガリーにある2つの土地区画で生産された製品について考えてみる。この場合、利用者は国ごとに生産地を個別に追加し、「生産地」にはベルギーとハンガリーの土地区画に関する地理的位置の座標を個別に入力しなければならない。

7.14. DDSのデータはどのくらいの期間、情報システムに保存されるか。アーカイブ目的でデータをエクスポートして保存する必要があるか。(新規)

欧州委員会実施規則(EU)2024/3084の第12条5項により、個人データの保存は10年間に制限されている。EUDRに基づく責任及び義務を遵守するために必要な場合は、情報システムの利用者又は関連当局の個々の要求に応じて、この保存期間をさらに延長することができる。これに伴い、定義された個人データを構成しないデータも、10年間は情報システムに保存し、アクセス可能である。

内部記録管理の目的をサポートするために、情報システムの利用者には、DDSの内容をPDFファイルにエクスポートしたり、地理的位置の座標を別のファイルに抽出するという選択肢がある。

7.15. 過去のサプライヤーが情報システムにおいて参照番号を介して地理的位置情報が共有されることを承認していない場合、地理的位置の座標はサプライチェーン全体でどのように共有できるか。(新規)

EUDR第4条7項は、サプライチェーン全体で地理的位置情報を共有する法的義務を含んでいない。これは、デュー・ディリジェンスが上流で実施されたことを確認するというのは、必ずしも上流で提出されたDDSを一つ一つ確認しなければならないというわけではないからである(質問 3.4を参照)。

関係する当事者間におけるデータ共有は、情報システムに限定されていない。デュー・ディリジェンス・ステートメント(DDS)に含まれる情報は、他の手段によってシステム外に共有することができる。当事者は、適用されるEU法及び国内法を遵守して、自らの需要に適した方法で自由にデータ共有の準備を行うことができる。

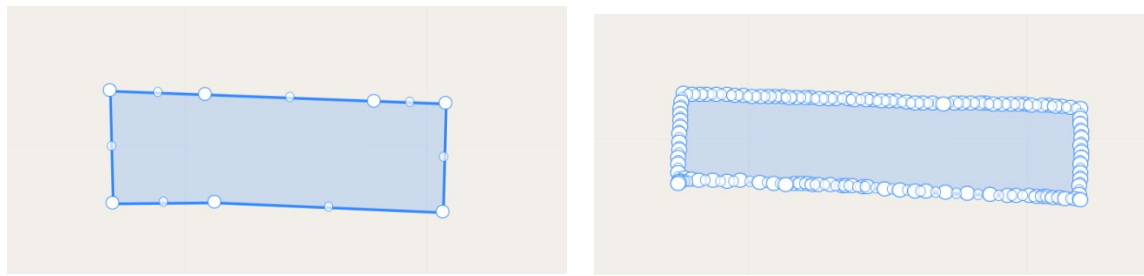
7.16. DDSのサイズが最大ファイルサイズの25 MBを超えた場合はどうなるか。(新規)

25 MB のファイル制限には、合計で 100 万を超える地理的位置の地点又は多角形の頂点を含める余地がある。

ファイルの合計サイズが 25 MB の制限を超えた場合、ファイルのサイズを小さくする方法が複数ある。4 ヘクタール未満のエリア、及び牛のサプライチェーン内の製品については、多角形の代わりに地点を提供

することが推奨される。さらに、利用者は、例えば、エリアの1つの辺を表す直線の始点と終点のみの地点を提供したり、0.5メートルごとに点を提供する代わりに主要な角の点を提供して直線に近似させることで、近似の詳細を減らしつつ妥当かつ完全な描写を維持する解像度を選択することができる。

実際に、長方形の形状を記述する場合、地理的位置は、例えば168 個の角の点ではなく、7 個の角の点で記述することができる。



多角形ファイルの圧縮を簡単にするために、無料で使用できるソリューションや商用ソリューションがある。さらに、利用者は、製品の原産地を正確に突き止め、過剰な申告を最小限に抑えることを目指すべきである。追加情報及び主な技術上の懸念に対する回避策は、GeoJSONファイルの説明⁸にて入手可能である。

7.17. 地理的位置ファイルの桁数が規則で義務付けられている桁数と異なる場合はどうなるか。(新規)

第2条28号に従い、地理的位置の座標は、緯度と経度の両方の座標に少なくとも小数点以下6桁を使用して提供するものとする。利用者が地理的位置ファイルを情報システムにアップロードすると、システムは自動的に桁数を検証する。データのアップロードが円滑に行えるように、システムは自動的に6桁に調整することで柔軟性を提供するとともに、i)提供された桁数が6桁未満の場合には、残りの桁をゼロで埋めるか、ii)桁数が6桁を超える場合は、アップロードされたファイルのファイルサイズを小さくするために、無関係の桁を切り捨てる。

7.18. 製品を輸入又は輸出するときに、通常は別の単位で製品を取引していても、正味質量を申告する必要があるか。(新規)

EUDRの付属書IIの第2項に従い、「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きに基づいてEU市場に入る製品、又は「輸出」の税関手続きに基づいてEU市場から出る製品については、数量は正味質量のキログラムで表し、該当する場合は規則(EEC)No.2658/87の付属書IIに記載されている補足単位で表示しなければならない。補足単位は、デュー・ディリジェンス・ステートメントで言及されている統一システムコードの下で可能なすべての小見出しに対して一貫して定義されている場合にも必須である。これらの値も税関申告の一部である。

7.19. DDSには英語以外のテキストを含めることができるか(例えば、加盟国の言語で提出するなど)。(新規)

⁸ https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/information-system-deforestation-regulation_en#the-eudr-information-system.

言語の壁を克服するために、情報システムは、英語以外にも、EUのすべての公用語で利用できる。

多くのフィールド及びオプションは翻訳されたドロップダウンリストで用意されており、利用者は好みの言語で情報を選択することができる。要求される情報の大半は、数値又はコード化された値を使用して入力できるため、翻訳の必要性が最小限に抑えられる。

円滑な手続及び関連当局との効率的なコミュニケーションを確保するために、利用者には、DDSを担当する加盟国の公用語を使用することが推奨される。これにより、提供された情報の明確な理解及び処理が容易になる。

7.20. 製品の輸出先となる市場ごとに個別のDDSを作成する必要があるか。(新規)

「輸出」のためにDDSを提出する場合は、仕向先の国を入力する必要はない。

したがって、仕向先の国が複数ある場合も、個別のDDSを提出する必要はない。

7.21. 納品書やインボイスなどの出荷書類にEUDR参照番号を記載し、その書類を出荷物と一緒に送付する必要があるか。輸入/輸出のための通関手続きの際に、前記のとおりEUDR参照番号を記載することは義務付けられているか。(新規)

EUDR第26条4項に従って、EU市場に入る又はEU市場から出る製品に関連付けられたDDS参照番号は、税関当局に提供しなければならない。この要件を遵守するために、当該製品の輸入者又は輸出者は、関連付けられたDDS参照番号を税関申告書に含めなければならない。

EU域内輸送を目的としたものを含む、その他の出荷書類に関して、EUDRには、DDS参照番号やその他の情報を含めることを義務付ける特定の規定は存在しない。

7.22. DDSの「正味質量」とは、製品全体の質量を指すのか、製品内の関連産物の部分のみを指すのか、それとも貨物全体(つまり、製品及びパレット/包装材)を指すのか。(新規)

DDSの目的のもとでは、正味質量とは、包装材料を除いた製品全体の重量を指す(包装材については質問2.5を参照)。言い換えれば、輸送又は保管中に使用される容器、包装又はその他の包装材料の重量を考慮しない、製品の重量である。

7.23. 情報システムを介して法律文書などの追加情報を共有することは可能か。(新規)

EUDRの情報システムには、EUDRの付属書IIに記載されるデータ要素に加えて、サプライチェーン内でコミュニケーションを共有する機能はない。

利用者は、管轄当局宛てに追加情報を提出することはできるが、この情報は、このDDSを参照している可能性のあるサプライチェーンの他のメンバーには表示されない。つまり、利用者から提供された追加情報は、管轄当局のみがアクセスでき、サプライチェーンの他の当事者と共有されることはない。

7.24. 情報システムにおいて申告しなければならないHSコードの桁数はどれくらいか。(新規)

DDSのドラフトを作成するとき、利用者はDDSの対象となる製品のHSコードを入力しなければならない。HSコードは、少なくともEUDRの付属書IIに記載されている桁数まで申告することが義務付けられている。こ

の必須の桁数に加えて、利用者はHSを6桁まで詳しく申告することもできる。一例として、「大豆、粉碎の有無を問わない」については、HS1201が選択可能である。ただし、小見出しを6桁にすることもできる。

12	OIL SEEDS AND OLEAGINOUS FRUITS; MISCELLANEOUS GRAINS, SEEDS AND FRUIT; INDUSTRIAL OR MEDICINAL PLANTS; STRAW AND FODDER	☐
1201	Soya beans, whether or not broken	☐
1201 10	Seed	☐
1201 90	Other	☐

同様に、EUDRの付属書IIに6桁のHSコードが含まれている場合には、利用者は、4桁以下のHSの見出しを選択することができない。

7.25. 情報システムにおいてDDS参照番号や確認番号の有効性を確認することは可能か。(新規)

情報システム内でDDS参照番号や確認番号の有効性を確認することは可能である。関係する事業者又は取引業者は、情報システムにログインして、DDSのドラフトを作成しなければならない。強調したい点として、この機能を利用するためにDDSを提出する必要はない。利用者がDDSのドラフトを作成して保存すると、当該DDS用に「参照先ステートメント」タブが表示される。このタブにより、利用者は参照番号と確認番号を入力することができるが、CSVファイルを使用しても入力できる。値を入力すると、システムがDDS参照番号と確認番号の有効性を確認し、その有効性に関するフィードバックを提供する。参照先DDSの内容も、参照番号と確認番号の両方を保持する利用者であれば、この段階で確認することができる。

7.26. 地理的位置データをファイルにアップロードするために、GeoJSON形式しか許可されていない理由は。(新規)

GeoJSONは、一般標準であり、必要とされる追加プロパティの提出を可能にするほか、非常に特殊な座標系が実施される唯一の非特許登録システムである。情報システムにおいて複数の形式を使用すると、誤った情報や不正確な情報のリスクが高まることになる。GeoJSONの独占的な使用は2024年4月に発表され、すべてのステークホルダーがそれに応じて各自のシステムを準備できるようになった。

7.27. 情報システムはどの学名リストを使用しているか。属のみを示せば十分か、それとも具体的な種に言及する必要があるか。パルプ製品や紙製品など、産物木材の下にあるすべての製品について学名は必須か。(新規)

EUDRの付属書IIは、木材のサプライチェーンからの製品にのみ学名を導入することを義務付けている。その他の産物及び製品についても学名を入力することができるが、これは任意である。当該システムは、EPPOデータベース(EPPO Global Database)を利用した学名の入力をサポートしている。

規則は、第9条1項(a)において、「種の一般名とその正式な学名」について言及し、付属書IIの第2項において、「正式な学名」について言及している。この要件は、欧州委員会実施規則(EU)2024/3084の第4条2項でも確認されており、「関連製品が木材を含有又は使用して製造されている場合、情報システムの利用者は、関連製品に含有又は使用された樹種の一般名及び正式な学名をデュー・ディリジェンス・ステートメントに記載するものとする」と規定している。学名は、EUDRの付属書Iの産物木材の下に記載されているすべての関連製品について必須である。上流のサプライヤーが製品において使用された樹種の学名を入力

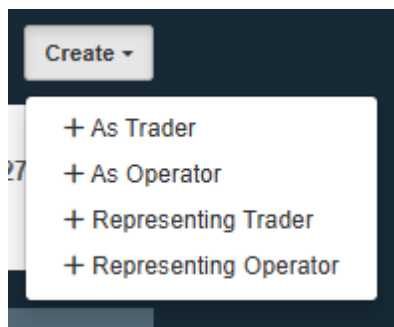
し、このDDSが参照先DDSとして使用されている場合には、関連製品の学名を再入力する必要はない。

7.28. 別のDDSを参照するときに学名を再入力する必要があるか。(新規)

申告された木材製品において使用された樹種の学名を上流のサプライヤーが入力しているため、このDDSが参照先DDSとして使用されている場合には、関連製品の学名を再入力する必要はない。

7.29. 事業者、取引業者、また、認定代理人として行為する者など複数の役割を果たす者に関する経済事業者用のアカウントの要件は何か。1つの経済事業者用アカウントをすべての役割に使用することができるか、それとも役割ごとに情報システム内に専用の経済事業者用アカウントを保有する必要があるか。(新規)

TRACESの情報システム内では、1つの経済事業者用アカウントを一人の自然人又は1つの法人(会社など)が使用することができ、当該経済事業者用アカウントに複数の役割を追加できる柔軟性がある。これにより、経済事業者用アカウント保有者は、必要に応じて事業者、取引業者又は認定代理人としてデータを提出するなど、異なる機能を実行することができる。



7.30. 情報システムに関してIT関連の問題に直面した場合の対処方法は。(改訂)

EUDRの情報システムのウェブサイト(https://green-business.ec.europa.eu/deforestation-regulation-implementation/deforestation-due-diligence-registry_en)を参照されたい。ユーザーガイド、トレーニングビデオ、テクニカルサポートの連絡先など、システムを効率的に操作するための関連文書が掲載されている。

。 。 。 。

8. タイムライン

8.1. 本規則はいつ発効し、いつから適用されるか。(改訂)

本規則は、2023年6月9日に欧州連合の公報に掲載された。本規則は、EUDR第38条2項(規則(EU)2024/3234による改正後の条項)に従って、2023年6月29日に発効し、本規則の実質規定は2025年12月30日(30ヶ月の経過措置期間)から適用される。ただし、EUDR第38条3項に従って、零細及び小規模企業については、本規則の実質規定は2026年6月30日(36ヶ月の経過措置期間)から適用される。

EUTRの付属書にも記載されている製品については、特別な規則が適用される。EUDR第37条及び第38条3項を参照されたい。

8.2. その間の期間についてはどうか。

本規則の発効から適用開始までの間に、域内市場に上市される製品は、本規則の要件に適合しなければならないか。(改訂)

大規模及び中規模企業の事業者及び取引業者への適用開始は、規則発効の30ヶ月後(2025年12月30日)となる。これは、それよりも前に域内市場に上市された製品については、事業者及び取引業者は要件を遵守する必要がないことを意味する。小規模及び零細企業については、この期間が延長される(本規則発効後36ヶ月-2026年6月30日)。

8.3. 本規則の発効前に製品が製造されたことをどのように証明するか。牛由来の製品の製造に関するルールは何か。

事業者がEU市場に上市し、又は輸出しようとする関連産物又は関連製品が発効前に生産・製造されたものであり、それゆえに本規則が適用されないことの立証責任は誰が負うか。

本規則は、第1条1項に規定されているとおり、第1条2項の条件が満たされている場合を除き、適用される。つまり、第2条14号に規定されているように、製品に含まれる産物又は製品の製造に使用された産物が2023年6月29日より前に生産された物でない場合、本規則が適用される。牛の場合、関連する生産日はその牛が生まれた日であり、牛が発効日より前に生まれた場合には、牛及び牛製品には本規則は適用されない。

事業者は、このような例外の立証責任を負い、本規則第1条2項の条件が満たされていることを合理的に証明する関連情報を提供できなければならない。この場合、事業者はデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する義務を負わないが、事業者は、本規則の適用除外であることを証明するために必要な文書を保管しておかなければならない。

。 。 。 。

9. その他の質問

9.1. 事業者及び中小企業以外の取引業者が、経過措置期間(本規則の発効(2023年6月29日)から本規則の適用開始(2025年12月30日)までの間の期間)にEU市場に上市された関連製品又は関連産物から作られた関連製品をEU市場に上市し又は輸出する場合、どのような義務があるか。(改訂)

この状況は、いくつかの具体的なシナリオで説明するのが最もわかりやすいと考えられる。

1. 経過措置期間中にEU市場に上市されたため必ずしも地理的位置情報を必要としない関連産物(例えば、天然ゴム- CNコード4001)が、その後で派生する関連製品(例えば、新品タイヤ- CNコード4011)の製造に用いられ、2025年12月30日からEU市場に上市又は輸出される場合。

経過措置期間中、すなわち、本規則の適用開始前に産物がEU市場に上市される場合、2025年12月30日から派生製品がEU市場に上市されるときは、事業者(及び中小企業以外の取引業者)の義務は、当該製品(タイヤ)を生産するために用いられた関連産物(ゴム)が本規則の適用開始前にEU

市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。これは、木材及び木材製品に関する本規則第37条2項に影響を与えるものではない。経過措置期間の後、すなわち2025年12月30日から産物がEU市場に上市され、又は輸出された場合、事業者（及び中小企業以外の取引業者）は、本規則の通常の義務の対象となる。同様に、2025年12月30日からEU市場に上市された産物を用いて製造された関連製品の一部についても、事業者（及び中小企業以外の取引業者）は、本規則の通常の義務の対象となる。

2. 経過措置期間中にEU市場に上市されたため必ずしも地理的位置情報を必要としない関連製品（例えば、カカオ脂- CNコード1804）が、その後で派生する別の関連製品（例えば、チョコレート- CNコード1806）の製造に用いられ、当該派生製品が下流の事業者によって2025年12月30日からEU市場に上市又は輸出される場合。

この場合、派生製品（チョコレート）をEU市場に上市又は輸出する事業者（及び中小企業以外の取引業者）の義務は、当該派生製品（カカオ脂）が本規則の適用開始前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。2025年12月30日からEU市場に上市された他の関連製品を用いて製造された最終の関連製品の一部については、事業者（及び中小企業以外の取引業者）は、本規則の通常の義務の対象となる。これは、木材及び木材製品に関する本規則第37条2項に影響を与えるものではない。

3. 事業者が関連産物又は関連製品を経過措置期間中にEU市場に上市し、その後で、1社以上の中小企業以外の取引業者が2025年12月30日から市場において「入手可能」とする場合。

この場合、中小企業以外の取引業者の義務は、当該関連産物又は関連製品が本規則の適用開始前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。これは、木材及び木材製品に関する本規則第37条2項に影響を与えるものではない。

特に、零細又は小規模企業については、EUDR第38条3項に規定されている適用猶予の対象となり、以下のシナリオが適用される。

1. 零細又は小規模企業の基準を満たす事業者が、経過措置期間（2023年6月29日から2025年12月30日まで）にEU市場に上市された関連産物又は関連製品を用いて製造された関連製品を、2026年6月30日からEU市場に上市した場合、当該事業者の義務は、当該関連製品を製造するために用いられた関連産物又は関連製品が2025年12月30日より前にEU市場に上市されたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。デュー・ディリジェンスを実施したり、DDSを提出したりする必要はない。
2. ただし、関連製品が経過措置期間より後（すなわち、2025年12月30日以降）にEU市場に上市された関連産物又は関連製品を用いて製造された場合であって、当該製品についてデュー・ディリジェンス・ステートメントが作成されている場合、小規模又は零細事業者の基準を満たし、2026年6月30日から関連製品をEU市場に上市する事業者の義務は、他の事業者の義務と同じである。
3. 小規模又は零細企業（A社とする）により2026年6月30日より前にEU市場に上市された関連産物を用いて、大規模（又は中規模）企業（B社とする）が製造した製品をEU市場に上市する場合、B社の義務は、関連製品の生産に用いられた関連産物又は関連製品が、A社についての延期された適用開始日（2026年6月30日）より前にEU市場に上市されたものであることを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。この場合、A社もB社もデュー・ディリジェンスを実施したり、DDSを提出したりする必要はないことになる。サプライチェーンにおいて、大規模又は中規模企業（C社とする）がA社より前に製品を上市し、先にデュー・ディリジェンス・ステートメントを提出した場合も同様である。小規模又は零細企業であるA社についての適用猶予により、下流の企業（大

規模又は中規模企業であるB社など)の義務は限定される。

- 9.2. 製品が適用開始日より前にEU市場に上市されたことを証明するには、どのような証拠が必要か(すなわち、どのような書類が「上市」の証拠として認められているか)。かかる製品を情報システムにおいて申告する必要があるか。(改訂)**

輸入品の場合、関連産物又は関連製品の税関申告書は、適用開始日より前にEU市場に上市されていたことの証拠として受理される。EUで製造された物品については、その他の文書、例えば、伐採チケット、牛の耳標及びパスポート、インボイス、その他産物の生産日に関係する文書が証拠として受け入れられる。EU市場への上市日は、例えば、当事者間の契約、製品注文書、顧客への配送に関する出荷添付書類((CMR(国際道路物品運送契約に関する条約)を含む)、船荷証券、納品書、航空貨物運送状、及び二当事者間で物品が移転され、関連製品に直接関連付けられることを示す証拠となるその他の文書などを証拠として受け入れるべきである。EU市場への上市の時期の詳細については、質問5.20を参照されたい。

経過措置期間中の製品については、情報システムへのDDSの提出は不要である。当初、経過措置期間中に(その製品自体として又は上流の関連製品の形で)EU市場に上市された製品が輸出又は再輸入される場合には、「常套的なDDS参照番号」、つまり、経過措置期間中の製品の場合に税関申告書に記入することのできる普遍的な参照番号が欧州委員会より通知され、その番号を、輸出又は再輸入のために提出される税関申告書において使用することができる。

- 9.3. 経過措置期間中にEU市場に上市された製品は、経過措置期間中に各バッチがEU市場に上市されたこと又は本規則に適合していることが証明されれば、経過措置期間後にEU市場に上市された本規則に適合した商品と混合することができるか。**

本規則第3条(a)から(c)に規定される条件がすべて満たされる場合、適用開始日以降にEU市場に上市された製品、及び経過措置期間中にEU市場に上市された製品(したがって免除される)は、後者について経過措置期間中にEU市場に上市されたことの証拠を添えることにより、EU市場に上市される前に混合することができる。

- 9.4. 経過措置期間中に在庫化された産物と2025年12月30日より後にEU市場に上市された産物との混合は、特に情報システムにおいて、実際にどのように行われるか。(改訂)**

デュー・ディリジェンス・ステートメントは、本規則に基づくデュー・ディリジェンスの義務の対象となる関連製品についてのみ、情報システムにアップロードされなければならない。事業者や取引業者が、経過措置期間中にEU市場に上市された産物と、より新しい(経過措置期間後の)在庫を混合する場合は、新たに出荷された商品のみがデュー・ディリジェンスの実施の対象となるため、EU市場に新たに上市された産物に関連する情報のみがデュー・ディリジェンス・ステートメントに記載される必要がある。

「経過措置期間中の在庫」については、上記質問を参照されたい。

- 9.5. 経過措置期間はいつ始まり、いつ終わるか。**

経過措置期間は、EUDR発効日(2023年6月30日)に始まり、適用開始日の前日に終了する。

- 9.6. 本規則への適合を確保するために、経過措置期間中にEU市場に上市された製品について、管轄当局はどのように確認を行うべきか。**

管轄当局は、経過措置期間中に関連製品がEU市場に上市されたかどうかを確認するために、関連製品の検査を実施することができる。この場合、事業者は、質問 8.3に従い、当該製品が本規則の適用を免除されていることの立証責任を負う。

9.7. 欧州委員会はガイドラインを発行するか。(改訂)

欧州委員会は、本規則の特定の側面、例えば「農業利用」の定義について詳述するためのガイダンス文書を欧州委員会通知C/2024/6789の形で公開しており、アグロフォレストリー及び農地に関連する問題、認証、合法性、及び、現地の多くのステークホルダーにとって関心のあるその他の側面に関する問題を扱う。

欧州委員会はまた、多くの問題について非公式なガイダンスを提供することを目的として、[世界の森林の保護・回復に関するマルチ・ステークホルダー・プラットフォーム](#)を通じて、ステークホルダー間の意見収集及び対話を促進している。このよくある質問集は、関連するステークホルダーから欧州委員会が受領した最も頻度の高い質問の数々に既に回答しており、今後も更新されていく。必要に応じて、追加の促進ツールも導入される予定である。

これらのルールを遵守するために追加のガイドラインは必要ない。欧州委員会は、本規則が実際にどのように機能するかを説明し、優れた実践例を共有すること等を目的として、特定の側面を詳述することを目指している。

9.8. 欧州委員会は産物別のガイドラインを発行するか。(改訂)

欧州委員会は、ガイダンス文書などにおいて、産物特有の側面についても一定程度記載した優れた実践例及び実践的なシナリオを提示している。

さらに、欧州委員会は、企業の種類(事業者/取引業者)、規模、EU域内のサプライチェーンにおける地位に応じて、対象である7つの産物のサプライチェーンに義務がどのように適用されるかの概要を、10の異なるサプライチェーンのシナリオを通じて説明する新しい文書をウェブページ([EUDRコンプライアンス - EU出版局](#))にて公表した。

9.9. 事業者の報告義務はどのようなものか。

中小企業以外の事業者は、毎年、デュー・ディリジェンス・システムについて、公表する必要がある。企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の対象となり、EUサステナビリティ報告基準(ESRS)に期限までに準拠する事業者については、CSRDの要件に従って報告書を公表すれば十分と言えるか。あるいは、追加的な報告に関する要件があるか。

本規則は、報告義務に関して、バリューチェーン・デュー・ディリジェンスに関する要件を定める他のEUの立法文書の範囲内にある事業者は、他のEUの立法文書の文脈で報告する際に必要な情報を含めることにより、本規則に基づく報告義務を履行することができると規定している(本規則第12条3項)。

9.10. 森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムとは何か。(改訂)

EU観測システムは、コペルニクス及びその他の公開情報又は私的に入手可能な情報源を含む既に存在する観測ツールに基づいて、基準日時点における森林被覆地図などの世界的な森林減少及び森林劣化並びに関連する貿易に関する科学的根拠を提供することにより、本規則の実施を支援するものである。これらの地図の使用は、本規則の条件が満たされることを自動的に確保するものではないが、こ

これらの地図は、例えば土地区画において2020年より後に森林減少が生じたリスクを評価するなど、企業が本規則への適合を確保するにあたって役立つツールである。企業は、なおもデュー・ディリジェンスを実施する義務を負うのである。

森林減少及び森林劣化に関するEU観測システムは、ヨーロッパの森林を含む世界中のすべての森林を対象としており、森林観測法や欧州森林情報システム(FISE)の改訂・強化など、現在進行中のEUにおける他の政策の進展との整合性を保って開発されている。

EU観測システムにより作成される地図の主な目的は、事業者/取引業者及びEU加盟国管轄当局(CAs)によるリスク評価に情報を提供することにある。そのため、地図(2020年世界森林被覆地図を含む(9.10.1.参照))は次の特徴を有している。

- **義務ではない。**事業者/取引業者(又はCAs)は、リスク評価のためにEU観測システムの地図を利用する義務を負うものではない。
- **独占的なものではない。**事業者及び取引業者(並びにCAs)は、EU観測システムから入手可能な地図よりも細かい、又は詳細な他の地図を利用することもできる。本規則は、リスク評価に情報を提供する方法については規定していない。EU観測システムは、利用可能な、欧州委員会が無償で提供する多くの手段の一つである。
- **法的拘束力を持たない。**EU観測システムが入手可能にした地図はリスク評価に用いることができる。しかし、提供された地理的位置が森林とみなされる区域に該当するという事実は、自動的に不適合との結論を導くものではない。他方で、地理的位置が地図上で森林とみなされる区域の外にあるからといって、製品が適合するとみなしたり、製品が検査の対象にならないとみなしたりすることはできない。その理由として、その地図では扱われていない他のリスク要因かもしれないし、その地図の精度や空間粒度かもしれないし、あるいは製品が生産国の関連法規に適合しない可能性もある。ランダムな検査においては、地図上で森林に該当しない土地区画も考慮される。

9.10.1. 森林減少防止に関する規則(EUDR)への適合性に関して2020年世界森林被覆地図を確定的な情報源として使用することはできるか、あるいは適合性を証明するためには追加的な手順及びデータソースが必要か。(新規)

欧州委員会は、EUDRを実施するために欧州委員会が提供する支援ツールの一つとして、2020年世界森林被覆地図(GFC 2020)を作成した。GFC 2020は、森林減少及び森林劣化に関するEU観測システム上でホストされ、2020年12月31日までの世界の森林被覆の存在/不存在を空間分解能10mで示す。2020年世界森林被覆地図における森林の定義は、EUDRの森林の定義(EUDR第2条4号で定義されるもの)に従っている。木材以外の関連産物(すなわち、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム及び大豆)のすべてのプランテーションが森林から除外されることに留意されたい。このような優れた分解能(10m)の世界森林被覆地図が利用可能となるのは、GFC 2020が初めてである。

2020年の基準日の森林被覆データは、事業者にとって重要な情報源である。GFC 2020は、多数の利用可能な情報源のうちの一つである(質問9.10.参照)。法的拘束力を持たないが、GFC 2020は、事業者が森林減少のリスクを評価するというEUDR上の義務を遵守する手助けとなり得る。

GFC 2020は、EU加盟国管轄当局がその執行義務の最初の段階を履行する手助けともなり得る。(EU加盟国管轄当局が実施する)事業者の検査に関するEUDR第18条は、かかる検査のために使用される潜在的なデータとして、(検証のためのその他の情報源の中から)「コペルニクスプログラムなどから得られる地球観測データ」に言及している。使用される具体的な地図は言及されておらず、管轄当局は、世界的、地域的若しくは国家的な地図、又は管轄当局が適切と認めるその他の情報源を使用することを望む可能性

がある。GFC 2020は、適合性に関する確定的な情報源とすることを意図したものではない。

9.10.2. 世界的及び国家的な空間地図についてどの程度の精度を期待できるか。また、デュー・ディリジェンス及び検証プロセスのための参考資料としてそれらに依拠することはできるか。(新規)

いかなる空間地図にも誤差はつきものである。世界的な空間プロダクトの全体的な精度は、一般的に、約85%である(クラスの数及びその空間的複雑性による)。国家的な地図の全体的な精度は90%に達する場合もある。それらの世界的又は国家的地図はいずれも、局所的な精度が不明であるため、デュー・ディリジェンスのプロセス、検証プロセスのいずれについても、「参照用地図」とみなすことはできない。質問9.10.4.で、補完的なデータソースの組み合わせについてさらに説明する。

EU観測システムの2020年世界森林被覆地図に関心を有する外部のステークホルダーは、全体的な精度が90%をわずかに上回る改訂版(2024年12月付のバージョン2)を検討することを推奨される。

9.10.3. 2020年世界森林被覆地図上で森林に指定されている区域で産物が生産された場合、当該産物は自動的に不適合となるか。(新規)

2020年世界森林被覆地図で森林と表示されている土地由来の産物を調達することが、自動的に不適合を示すわけではない。ただし、これは、森林減少のリスクを示す可能性がある。そのような場合には、他の情報源を用いて、さらなる調査を行い、及び追加の手順を踏むことが勧められる。

9.10.4. ステークホルダーは、2020年世界森林被覆地図と組み合わせて国家的な森林地図を使用することができるか。(新規)

EUDRの枠組みにおいて、2020年の森林地図は、特に、代わりとなるより精度の高い情報源がない場合には、関連産物又は派生製品が2020年より後に森林減少が生じた区域で生産されたというリスクを評価するための重要な情報源となり得る(質問9.10.2.参照)。

ステークホルダーは、主題図を使用する義務を負っていないが、分析によると、様々な補完的なデータソース(例えば、様々な森林地図など)を組み合わせることによって2020年より後の森林減少のリスクを評価するための有益な情報が得られることが示されている。

9.11. 何をもって高リスクとなり、どのくらいの期間、停止措置が講じられ得るのか。

EUDR第17条は、不適合のリスクが高い状況において、管轄当局が即時措置(停止措置を含む)を講じることを認めている。何をもって高リスクとなるのか、そして、停止措置はどのくらいの期間行われ得るのか。

管轄当局は、関連製品が、実地調査、リスクに基づく計画に基づくリスク分析の結果、情報システムを通じて特定されたリスク、又は他の管轄当局からの情報、実証された懸念等、様々な状況に基づいて、本規則の要件に適合しないリスクが高い状況を特定することができる。このような場合、管轄当局は、EU市場へ製品を上市すること又は入手可能にするための停止措置を含む、本規則第23条に定義された暫定措置を導入することができる。当該停止措置は、3営業日以内、又は腐敗しやすい製品の場合には72時間以内に終了されるべきである。しかし、管轄当局は、この期間に実施された検査に基づいて、製品が本規則に適合しているかどうかを立証するために、停止措置の期間をさらに3日間延長すべきとの結論を出すこともできる。

9.12. 本規則はEU再生可能エネルギー指令とどのように関連しているか。(改訂)

本規則、及び指令(EU)2023/2413により改正された指令(EU)2018/2001(再生可能エネルギー指令-

「RED」)の目的は、補完的なものであり、どちらも気候変動と生物多様性の喪失との闘いという包括的な目標に取り組むものである。両法の範囲に含まれる産物及び製品は、再生可能エネルギー指令(RED)に定める要件を遵守していることを条件として、本規則に基づく一般的な市場へのアクセスの要件の対象となり、再生可能エネルギー指令(RED)に基づき再生可能エネルギーとして説明され得る。EUDRと再生可能エネルギー指令(RED)の要件は互換性があり、相互に補強し合う。指令(EU)2018/2001を補足する委員会規則(EU)2019/807に従った低間接土地利用変更(ILUC)の認証制度の特定のケースでは、事業者及び取引業者は、それぞれのデュー・ディリジェンス・システムにおいて、本規則第9条に規定されている追跡可能性と情報要件の一部を満たすためにこれらの認証制度を利用することもできる。他の認証制度と同様に、それらの使用は、EUDRに基づく事業者及び取引業者のデュー・ディリジェンス実施に係る法的責任及び義務に影響を与えるものではない。

9.13. EFTA/EEAの加盟国は、本規則においてどのようにみなされるか。(新規)

ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド及びスイスは、すべて欧州自由貿易連合(EFTA)の締約国である。そのため、これらの国々は欧州連合関税法典(規則(EU)952/2013)の規則の対象ではない。よって、これらの国々はEUDR第2条34号に定義する「関税領域」ではなく、EUDRの下における「第三国」となる(EUDR第2条35号)。

欧州経済領域(EEA)は、EU加盟国とEFTA加盟国4カ国のうち3カ国(すなわち、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー)を、同じ基本規則に準拠するEEA域内市場に関連づけている。EUDRは、EUによりEEA関連法として示されている。EUDRは現在、EEA合同委員会決定(JCD)によりEEA協定へと組み込むための精査を受けているところである。すなわち、EFTA加盟国でもあるEEA加盟国は、EUの法律をEEA協定に組み込むべきか否か、及びその組み込み方法を検討している。EEA加盟国が、EUDRをEEA協定に組み込むべきであると判断し、その後JCD案が採択されて、憲法上の要件が充足されたうえで当該JCDが発効した場合にのみ、EUDRはノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランドで適用されることとなる。組み込むための手続きは法律が公表された後にのみ開始され、当該法律をEEA協定及びEEA加盟国の法制度に組み込むための手続きが複雑であるために、通常は最大数年の固有の遅延がある。

したがって、現在のところ、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランドはEUDRの下における第三国とみなされている。

スイスはEEAに加盟しなかったため、上記はスイスには適用されない。つまり、他の第三国や第三国の事業者と同様に、スイス及びスイスで設立された事業者にはEUDRが適用されることになる。

10. 罰則

10.1. 各EU加盟国によって定められた罰則は、欧州議会及び理事会指令2008/99/ECに基づく各加盟国の義務に影響を与えるものではない、とはどのようなことを意味するのか。(改訂)

各EU加盟国は、罰則について各国内の枠組みを定めなければならない、それには少なくとも本規則第25条2項に列挙された罰則が含まれるものとされ、また、ルールが実施されることを確保するために必要なすべての措置を講じなければならない。罰則の程度や種類は、環境犯罪指令と矛盾してはならない。同指令の条項は、法律の継承に従うものとする。

10.2. 罰金の最高額はいくらか。

各加盟国は、罰金の水準を含め、罰則を定めることについて裁量を有する。法人の場合、罰金の最高水準は、罰金決定直前の会計年度における事業者又は取引業者のEU域内年間総売上高の4%を下回することはできず、これは、理事会規則(EC) No 139/2004の5条1項に定める企業総売上高の計算方法に基づいて計算される。

罰金の水準は、特に度重なる違反の場合には、必要に応じて引き上げられるべきである。罰則は、実効的、比例的かつ抑制的という原則に従うものとし、違反行為により得られた経済的利益を効果的に奪えるようにすべきである。

10.3. 公共調達指令に関して、各EU加盟国は、本規則を実施する際に、自浄作用を可能にすべきかどうかを決定することになっているか。

EUDR第25条1項及び2項の要件とは別に、各加盟国は、自浄作用を提供することを望むか否かを決定することについて裁量を有する。しかし、自浄作用に関する明確なルールを設定し、適用することを通じて、自浄作用の提供が罰則の有効性の妨げにならないようにすべきである。

10.4. EUDR第25条3項によれば、「各加盟国は欧州委員会に対して、[本規則の違反に関して法人に対して下された]最終判決」及び当該法人に科された罰金を通知しなければならないとされている。欧州委員会は、これらの判決の一覧表をウェブサイトに公表することになっている。これは、すべての行政上の決定又は裁判所の判決を指すのか。

当該規定は、各加盟国が法人に対する最終判決について欧州委員会に通知しなければならないことを意味するが、これは、裁判所の判決のことである。

10.5. 私は自分の土地上で小さな樹木を何本か伐採し、そこで数頭の牛を育てている。私は、当該木材と当該牛の肉を、EU域内の地元の市場で販売するつもりである。私は樹木を伐採したので、当該木材を販売することによって、私に罰金が科せられることはあるか。(改訂)

一般的に、これらの規定の執行に関する責任は各加盟国にある。事業者及び取引業者に対してEUDR第24条に定める是正措置を講じるよう要求することは、各加盟国の管轄当局の裁量に該当する。比例原則は、EUにおけるEU法の解釈と執行に適用されるEU法の一般原則の一つである。

樹木の伐採は、当該樹木が本規則に定義される森林の一部である場合に限り、本規則に基づく森林減少フリー要件への違反を構成する。これはすなわち、樹木が0.5ヘクタールを超える主として農業用又は都市用に使用されていない土地であって、高さ5メートル超の、樹冠率が10%を超える樹木を有する、あるいはこれらの基準に達することが見込まれる樹木を有する土地の一部である場合をいう。これらの基準のいずれかが満たされない場合、その区域は森林ではなく、樹木を伐採したとしても、本規則の森林減少フリー要件の規定には違反しない。

10.6. (削除の上、情報は質問7.30に移動)